

予算決算審査特別委員会（9月24日）

開会（9：00）

○池谷和正委員長 それでは、ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、各議員の質疑時間ですが、会派ごと持ち時間を設けてあります。各議員、質疑時間に御留意願います。

本委員会に付託された案件は、認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」及び議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」の2件であります。

認第15号については今日から3日間の審査をし、9月30日の全体会において議員間討議を行い、その後討論、採決となります。また、議第53号については、同じく今日から3日間の審査をし、9月28日の全所管部分の審査終了後、討論、採決となりますので御承知おきください。

審査順序は、お手元に配付の審査順表及び通告一覧表のとおり、本日24日は、総務部、行政経営部、こども未来部、教育委員会事務局、明日25日は、防災部、市民部、環境部、健康福祉部、週明けまして28日は、経済部、交流推進部、建設部、都市政策部として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池谷和正委員長 御異議なしと認めます。

発言順につきましては、当特別委員会調整会議にて決定いたしました別添の通告一覧表のとおりといたします。発言は通告項目ごとに、質疑、答弁の中で進めます。

それでは、審議に入ります。

初めに、認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番、石原委員。

○石原孝之委員 歳入に関して質疑します。ページは129ページ、17款2項1目市有地不動産売払収入に関してです。

説明のほうでは10件売却されたという話を聞きましたが、その10件の売却の場所、市内の場所を教えてください。また、その売却理由も伺います。

○塩原毅志管財課長 ただいまの石原委員の質疑にお答えします。

歳入、17款2項1目市有地不動産売払収入、10件についてでございます。

昨年度売却いたしました10件の土地でございますが、10件のうち2件につきましては公売地の売却でございます。1件は惣右衛門、水産加工団地の近くで、もう一件は、東小川4丁目の岡本石井病院付近でございます。あとの8件につきましては、それぞれの購入者の隣接地で、赤道、青道などの用途廃止後の住宅敷地等と一体利用するために、購入申出があったものでございます。

以上でございます。

○石原孝之委員 先ほどの最初の2件の意見の理由を教えてください。

○塩原毅志管財課長 申し訳ございません。最初の2件、公売地なんですけれども、1つ目の惣右衛門のほうにつきましては、やはり購入者の隣接地ということで、工場の資材置場という形になっております。もう一件の東小川4丁目のほうの土地につきましては、病院職員の駐車場用地としての購入になっております。

以上でございます。

○池谷和正委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○深田百合子委員 歳入、21款5項7目環境整備協力費について伺います。

1、ボートレースチケットショップからの環境整備協力費は3,474万5,147円ですが、これは予定より多いようですが、状況はどうか。

2、入場者の市内、市外の割合はどうか。

3、市が入った協議会の開催状況を教えてください。

4、依存症対策は行っているか伺います。

○増井太郎総務課長 深田委員に御答弁させていただきます。

環境整備協力費の御質疑ですけれども、まず1番ですけれども、予定より収入が多かったのではないかという御質疑ですけれども、こちらに関しましては焼津市のほうが運営主体ではないものですから、市としてそもそも見込みというものを立てていなかったもので、予定より多いかどうかというのが令和元年度に関しては分からないと。令和2年度以降、また毎年積み重ねがあると多くなったり少なくなったりというのは出てくるかとは思いますが、そういった状況です。

それと、あと2番目の入場者の市内、市外の割合ということで、企業団のほうに聞いたんですけれども、やはり市内、市外の分けはしていないと。入場者の人が市内か市外かというような身分のあれを見るということとはしていないと。ただ、駐車場に止めてあるナンバーからですと、静岡ナンバーが9、それ以外が大体1の割合だということでお聞きをしております。市として特段取っているということはないです。

次に、市が入った協議会の開催状況ということですが、ボートチケットショップ焼津環境整備対策協議会という名称になりますけれども、平成30年度、平成31年2月15日に設立総会が開かれました。そして、令和元年度につきましては6月21日に第1回の協議会、そして、今年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で書面会議という形での開催をしております。一応原則年1回の開催ということになっておりますので、このような開催状況であります。

次に、依存症対策は行っているかという御質疑ですけれども、市としては、相談があった場合には県の精神保健福祉センターの相談窓口を紹介し、専門病院の受診につなげる等の対策を取るというような形になるのかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○深田百合子委員 予定より多いというのは、3,000万円が予定されていたのではないかと思います。それ以上に入っていると思いましたが。ということは、毎日あその前を通りますと大体いっぱいになっているということで、かなり利用者も多いということを感じておりました。それで、最初の頃は近所の方から、車で渋滞しているとか、いろいろ問題を聞いておりましたけれども、最近は何聞いておりませんが。

それで、今、市内外は大体中部地区管内から来ているということが分かるんですが、

焼津市内、焼津市外というのが分かるのもっといいなと思いますので、協議会でお聞きしていただきたいと思います。

それから、協議会の6月21日の今年の書面会議の内容というのはどんなものでしょうか。

それから最後に、依存症対策について相談があった場合ということなので、まだいまだに、今現在は相談はないということでもよろしいでしょうか。

○増井太郎総務課長 まず、2番の市内、市外なんですけれども、協議会のほうで確認ということなんですけれども、なかなかその方が市内から来たか市外から来たかということまでは多分聞けないというような状況だものですから、今の状況としてはこういった駐車場のナンバーでというような形になるかと思います。

それと、あと協議会の開催状況ですけれども、すみません、私のほうの説明があれだったかもしれないんですけれども、令和元年度に6月21日に開催をまず1回目、去年しております。今年は書面会議という形になっておりますので、去年の状況をお話しすればよろしいですか。

昨年度は、まず会長と副会長の選任と、あと運営協議会という組織の内容、そういった説明、それとあと売上げとか利用状況の報告、それとあと質疑応答という形がありました。それで、あとは要するに事件というか、そういうような報告ということでされたんですけれども、勝舟投票券、それを偽造したという去年の事件がありまして、その1件の報告と、あと、スマホをなくしてしまったという報告が1件あり、その2件の報告がありました。

あと、依存症対策なんですけれども、自治体に今相談があるかというのが、そこまで確認をしていないんですけれども、もしあれば当然相談業務というのがありますので、そういったものにつなげていく形になるかと思います。また、ギャンブル等依存症対策推進計画というのがまた県のほうで今年策定するというようなことも聞いておりますので、そういった中で地方公共団体の責務、そういったことが決まってくるのかなと思っております。実際にあったかどうかという確認までは取っていないですから、こちらでは分かりません。

○深田百合子委員 私、水産高校の生徒さんに意見を聞いてみました。毎日暑い中、40度以上の中、臨海実習場がすぐ向かいにあります。そこで実習している生徒さんは、こっちは40度を超す中で作業をやっているのに昼間から大人は何をやっているんだと、そういうやっぱり感想を持っております。すぐ向かいにギャンブル場を設置することを許可した焼津市、市議会の責任を問われていると思います。

ということで、やはりギャンブル依存症対策基本法の中の第6条に、地方公共団体は基本理念にのっとり依存症対策、その地域の実情に応じた施策を策定して実施する責務を負うということが位置づけられております、第6条に。やはり子どもたちに影響を与えることのないように、しっかりと協議会でも子どもたちの意見を反映させられるような施策を策定はしていただきたいと思います。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次に3番目の質疑です。

○青島悦世委員 歳出、2款1項1目、説明書では44ページです、令和元年度の建設工事

入札結果の（３）のところにあります平均落札率96.7%、制限付一般競争入札97.5%、これが高いと見るのか適切と判断しているのか。それから、入札をやり直した案件はあるか。あればその原因は。

次に、落札率59.2%は低入札か。とすれば、審査はどのような内容だったかお聞きします。

○原川義之契約検査課長 青島議員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、①の令和元年度建設工事入札の関係ですけれども、令和元年度主要施策概要報告書44ページの（３）の①に記載の建設工事入札結果の合計平均落札率96.7%につきましては、平成30年度は91.4%でした。比較しますと約5.3ポイント上昇しております。内訳としましては、工事等希望型一般競争入札が前年度比約0.2ポイント上昇、制限付一般競争入札が前年度比約6.7ポイント上昇、指名競争入札が前年度比1.8ポイント上昇しております。これにつきましては、ダンピング対策の一環としまして、国、県の基準に基づき、令和元年度に最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の底上げを行ったことにより低価格入札が減ったことによるものと思われまます。また、令和元年度には大型の建設工事入札が複数件実施されておまして、平均落札率に影響していると考えております。いずれの入札案件におきましても、適正な競争入札が行われた結果であると考えております。

２番の入札を見直した案件はあるか、であればその原因はについてですが、令和元年５月23日に開設しました２件の建設工事の入札につきまして、工事積算の誤りにより落札者が異なる結果となったため、落札決定の取消しを行っております。この２件につきましては再設計を行い、再度公告及び入札を行っております。

３番の落札率59.2%は低入札か、とすれば審査はどのような内容であったかにつきましては、令和元年度主要施策の概要報告書44ページ下段の（３）②に記載しております建設工事関連業務入札結果の制限付一般競争平均落札率59.2%につきましては、制限付一般競争入札の制度というものがありませんけれども、建設工事の入札と違いまして、最低制限価格及び低入札価格調査の制度というものがございません。ということで、低入札というようなものではございません。

以上、答弁させていただきます。

○青島悦世委員 制限付一般競争入札の97.5%が高いというのか適切なのかという中で、このときの、これは平均ですから、一番高かったのは幾つですか。

○原川義之契約検査課長 一番高かったというのは、制限付一般競争入札というものが18件あるんですけれども、この18件の中で一番高い落札率と低い落札率ということでしょうか。率につきましては、令和元年度の制限付一般競争入札で一番高い落札率は99.5%、最低の落札率は72.1%でございます。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次、４番目の質疑に移ります。

○杉田源太郎委員 それでは、歳出、２款１項９目地域振興費についてお伺いします。

地域振興事業費約6,018万円、これ、自治会が38自治会への補助という説明がありましたが、この内訳と基準をお伺いします。

２番、自治会協力金経費約1,226万円、概要報告には約943万円と283万円とあります

が、その内容についてお伺いします。

3、防犯灯の維持費1,108万円、電気料の助成とありますが、その助成の基準というのはどのようなもので、何台分の助成でしょうか。

4番、防犯灯の設置費約166万円、111か所とありますが、この助成基準、これはどのようなものなのか。それから、令和元年度の申請数は何件で、申請数のその傾向はどのようになっていますか。

以上です。よろしく願いいたします。

○増井太郎総務課長 杉田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、1つ目の御質疑、地域振興事業費6,018万6,616円の内訳と基準ということですが、まず、内訳ですけれども、運営補助というような形で各38の自治会に均等割として3万5,000円掛ける38自治会でまず補助をしております。それが133万円。それと、あと世帯割ということで1,000円掛ける世帯数、その自治会の世帯数で、元年度につきましては4万8,365世帯になります4,836万5,000円、これ、計で4,969万5,000円を運営補助というような形で報告をさせていただいております。

次に、もう一つ、交通安全事業にも補助をしております、これは1自治会3万円となっております。計で114万円の補助となっております。そのほかに補助としましては、焼津地区集会条例で焼津市が所有している地区集会所13か所へ、昨年度、さつき会館のほう地元の方に譲渡したものですから、今12か所となっておりますけれども、その集会所の修理に合計で626万1,605円の修繕費ということでさせていただきました。

それと、あと宝くじの助成、自治総合センターの助成金を使いまして、豊田第10自治会のほうの第四町内会さんのほうに会議用机・椅子等のコミュニティー補助ということで、助成をもらって250万円補助をしております。

それ以外に、職員の旅費ですとか、あと今回、所有権移転登記を行った登記代9万7,000円ですとか、調査委託費で4万8,600円等、それ以外のもので59万11円になります。それで、計が今回決算で上げさせていただきました6,018万6,616円という形になります。

続きまして、自治協力費経費1,226万3,140円ということで、概要報告には943万4,000円と283万円とあるがということで、その内訳ですけれども、まず943万4,000円のほうですけれども、こちらが自治協力員手当ということで、24万円を38の自治協力員の方にお支払いをしております。それが912万円あります。それと、その他、退会ということで、協力員、自治会長さんを辞められたときにその記念品として6万5,664円、あと、職員の視察に同行するときに職員の旅費として21万3,780円、あとは感謝状とかの筆耕料、消耗品として協力員バッジの購入等合わせまして、そちらが943万4,000円となります。それと、あと283万円のほうですけれども、こちらは焼津市自治会連合会の事業費に対する補助金という形になりまして、そちらが283万円となっております。

続きまして、防犯灯維持費1,108万8,090円ですけれども、こちら、電気料助成とあるがということで、こちらは電気料の助成となりまして、灯数が元年につきましては1万1,423灯になりまして、電気代は6割を市のほうが補助するというような形になっております。LED灯につきましては月1灯当たり78円の補助で、一部水銀灯が残っているんですけれども、そちらについては月162円の1灯当たりの補助という形になります。そちらのほうの補助が1,071万6,200円。それと、今市の所有ということで修

繕料等がかかります。そちらの修繕料で37万1,890円かかりましたので、合計で1,108万8,090円の補助となります。

続きまして、防犯灯設置費166万9,000円ですけれども、こちらは111灯、令和元年につきましては111灯に対する補助となっております。基準としましては、一応条件としてはLED灯に限る。それと、付近の屋外照明の状況ということで、おおむね20メートル以上離れた形で申請をしてくださいというような形をしております。それと、あと設置として、原則として地上からは4.5メートル以上というような条件でありますけれども、基本的には前年に自治会さんのほうに設置の希望がありますかということで伺って、灯数とかアンペア、そういったものをお聞きして、それで予算を計上していると。翌年度に実際にそれで何灯設置しますかという中で補助の額が決まっていくというような形でやらせていただいております。ですので、元年につきましては111灯の申請の形で補助をさせていただいているという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 杉田源太郎委員 それでは、最初に地域振興費、その中で自治会長費、自治会長の役員報酬というか、そういうものというのは何か規定はされているんですか。あと、自治協力員とは具体的に何を指すのか。

それから、防犯灯の件ですけれども、申請数、111か所ということだったと思うんですけど、この111というのは今回全ての申請数だったのか。それから、あとこのLEDが市のほうで一斉に全部つけられたときに、ちょうど直前に何か蛍光灯を交換したような地域があったと思うんですよ。そこのところが期限が来てどうのこうのとなったときは、そこのところはLED化の設置のそういう対象になるのかどうかお伺いいたします。

- 増井太郎総務課長 杉田委員の質疑に御答弁させていただきます。

まず、自治協力員の手当ということで、先ほど24万円ということで説明をさせていただきましたが、こちらの設置につきましては要項を定めておりまして、そちらで自治協力員、今回、杉崎委員の御質疑でもありましたけれども、そのような形で要項でやっているということで、職務、お願いしている事項等を決めております。

それと、防犯灯の関係ですけれども、111灯ということでありましたけれども、一応前年に出してもらっているときには、こういうところをつけたいということで要望が出てくるんですけども、その中でもう一度、再度、来年度に出していただいているものですから111灯と。年々その設置台数につきましても減ってきているというような現状がございますので、自治会さんでも、町なかのほうはつけない、申請が全くないというところもございますので、地域の実情に合わせた中で申請をいただいてつけていくような形になっているかと思えます。

それと、あと、先ほど一部、平成25年、平成26年のLED化したときに、ちょうど直前に蛍光灯に替えたので26灯という形で、水銀灯がまだ26灯残っているんですけども、まず電気代につきましては、水銀灯、それにかかる費用の6割ということで補助はさせていただいております。またそれが、当然水銀灯ですので、LEDに比べて期間は短くなるかと思うんですけども、またそれが出たときには再度壊れたということで、それをLED灯に替えるときに市として補助をどこまでするかというようなことは、少なくとも今は設置の補助金というのは毎年幾らということでやっているんですけども、そ

これに関してはまた新たに補助を入れるとか、そういったこともまた検討していくという  
ような形になるかと思えます。

以上でございます。

○池谷和正委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○太田浩三郎委員 私は、歳出、2款1項9項目の新庁舎建設事業費についてお伺いしま  
す。

この事業の補助金及び補助率をお伺いします。この工事の範囲は周辺の土地代金、駐  
車場、防災関係の整備費等の金額は含まれているのでしょうか。周辺の整備事業等は  
いかがでしょうか。

以上です。

○油井光晴新庁舎建設課長 太田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、新庁舎の補助金等についてであります。新庁舎建設事業に係る財源としまし  
ては、元利償還金の40%が交付税措置される起債であります。合併推進債と公用施設建設  
基金で賄う計画となっております。

次に、新庁舎建設事業の内容についてお答えいたします。

建設工事範囲としましては、新庁舎本体、立体駐車場、新庁舎本体と立体駐車場を結  
ぶ連絡通路の各工事、敷地北側におきまして平面駐車場、芝生広場整備、県道焼津榛原  
線から駐車場への乗り入れ部の各工事、敷地南側におきましては市道阿弥陀寺線の舗装  
打ち換え工事を行います。新庁舎の防災設備もこの工事の中に含まれております。それ  
以外としましては、備品購入、引っ越しと、終了しましたが用地買収などです。

以上、御答弁とさせていただきます。

○太田浩三郎委員 そうしますと、地震等の関係も当然この中に入っているということ  
でよろしいですね。

○油井光晴新庁舎建設課長 含まれているということでございます。

○池谷和正委員長 次に、6番目の質疑です。

○太田浩三郎委員 同じように、2款1項19目で新庁舎に伴う用地取得等についてお伺  
いします。

土地取得事業特別会計により取得した分の一般会計による買戻しが行われています。

何のための買戻しなのでしょう。お聞きしたいと思えます。

○油井光晴新庁舎建設課長 太田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

土地取得事業特別会計により取得した用地の一般会計による買戻しについてであり  
ますが、土地取得事業特別会計は公用のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得  
する事業に係る会計でありまして、同会計を利用し用地を取得した場合は、特段の事情  
がない限り速やかに一般会計にて買戻しを行うことを前提としております。このため、  
平成30年度に土地取得事業特別会計で取得した新庁舎用地について、令和元年度に会計  
処理を行い、一般会計にて買戻しを行ったものであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○池谷和正委員長 次に、7番目の質疑です。

○深田百合子委員 同じく新庁舎建設事業費です。

1、建設工事の進捗率は年度末で7%ということですが、これは遅れているというこ

とですか。②昨年度の台風第19号の影響や3月現在の新型コロナウイルスの影響はどうか。③建設事業費の不用額1億2,916万3,661円の理由を伺います。4番、3番目の新たに導入する窓口発券機システムのデモンストレーションの結果と運用方法の検討内容を伺います。

○油井光晴新庁舎建設課長 深田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、新庁舎の建設工事が遅れているかという御質疑についてでございますけれども、予算編成時点では令和元年度の工事進捗率を8%と見込んでおりましたが、実際に出来高は7%でございましたので、そういった意味では若干の遅れとなっております。

次に、昨年度の台風第19号の影響につきましては、特にはございませんでした。

次に、新型コロナウイルスの影響につきましては、直接的に現場の工事を止めたということはございませんが、一部資材の搬入が遅れるなど、工期に影響が出ているという状況でございます。

次に、不用額についてでございます。主なものとしまして、工事請負費につきましては、建設工事及び設備工事3本の契約の確定によるものと当年度の出来高の確定によるもので約1億410万円、委託料につきましては、建設工事管理業務委託におきまして、これは4年間にわたる委託業務であります。契約の確定によるものが約1,240万円あります。そのほか、平成30年度に行った用地買収におきまして、国有地——これは赤道ですけれども——の払下げが含まれておりましたが、国の事務手続が平成30年度に間に合うか分からなかったということ、そのほかに用地買収があった場合に備えるという意味で予算措置をお願いしておりましたが、国の事務手続が平成30年度中に間に合った、またそのほかに用地買収がなかったため、当年度の公有財産の購入費、委託料など、約770万円が不用になったものでございます。

次に、窓口発券機のデモンストレーションの結果についてでございます。結果としましては良好な結果でございまして、新庁舎において十分活用できるものと確認ができております。運用方法の検討内容につきましては、来庁者動線の検討を行い、これに併せて発券機本体、モニターなど、機材の台数、配置場所などの検討を行ってまいりました。こちらは現在も継続して検討を行っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○深田百合子委員 8%が7%、若干の遅れがあるということですが、これは2の台風の影響が私にはあったのではないかと推察されます。というのは、10月の台風第19号のときに、あそこの前は道路は全部冠水しました。それで、周辺の全部、お店の中に水が入ってきました、冠水して。先ほど影響はないということですが、建設工事中に全部道路の水が建物の工事中の地下のほうに入ってしまったと思います。それでも影響はないと言えるのでしょうか。

あと、建設工事の事業費の不用額で、用地買収があった場合にも備えたという御答弁がございましたが、先ほどの太田委員にもありましたように、そもそも最初に用地買収ということはなしで、公用地で新庁舎を建設するというで進められてきたと思いますが、いつの間にかあちらもこちらも足りないからということで周辺の用地を買収してきたという経過はどこの契約の構想のところに書いてあるのか、そこを明らかにしていただきたいです。

○油井光晴新庁舎建設課長 御答弁させていただきます。

まず、台風第19号の影響でございますけれども、御指摘のとおり、周辺の道路が冠水いたしました。確認しましたところ、おおよそ海拔が2メートル程度以下のところが冠水をしたということを確認しております。ちょうど建設現場は2メートルを超える海拔でございます、その現場の中は全く冠水がないということでございます。なおかつ、ちょうど日曜日の休工期だったものですから、たまたま現場作業がないということで特にそれに対して遅れはないということでございます。

それから、用地買収の関係ですけれども、一番最初の基本構想のときは、現庁舎の敷地を活かすということだったと思うんですけれども、その後、敷地が不整形になるということ、あと庁舎の位置が若干西側にずれますので、日照等、問題がございます。そういうことで用地買収のほうを進めていった経過がございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 不整形であることは最初から分かっていたことなんですよ。それで、不整形な建物を建てたデザインのことも関係しているものですから、それは基本構想の計画書の中にそういうことも全部うたっていたのかどうか。私たちにはそういう方針というのは一切聞いていないままに進められてきたと思います。

それから、台風第19号のときに、2メートル以下でその土地は影響はないということでしたけれども、私、日曜日、見に行きましたが、その夜も水が全部地下のほうに入っていたんですよ。それで何で影響がないと言えるんですか。あのときはまだ地下を掘っている時期だったんですよ。だから私はおかしいと思うんですよ。

○油井光晴新庁舎建設課長 今、詳しいそのときの工程を持っておりませんが、そのときはまだ地下は大きく掘り下げている時期ではなかったということ、それから、実際に地盤が、あそこの庁舎からは前面道路に向かってなだらかに下がっているのが分かると思いますけれども、そういったことで庁舎のほうの敷地のところはそこより高くなっていた、高いということで、浸水はなかったということで報告を受けております。

○池谷和正委員長 それでは、次に8番目の質疑に移ります。

○川島 要委員 私からは、歳出、2款1項28目平和推進事業から、毎年中学生の代表が広島市を訪問しての中学生平和使節派遣事業を実施しておりますけれども、この効果をどう評価しておりますか、伺います。

②広島以外に東京都にも東京都立第五福竜丸展示館等がございます。こういったところの研修等のお考えはないか伺います。

○増井太郎総務課長 川島委員の御質疑に対して御答弁させていただきます。

この中学生平和使節団ですけれども、まず目的としましては、若い世代の方に被災地の実相を直接体験することで、核兵器の恐ろしさや平和の大切さ、命の尊さについて考えてもらうというのを目的としております。それで、こちら、昨年度は8月2日、3日ということで広島に行っていたのですが、これだけではなくて、まず事前研修ということで、市の職員が講師になる、DVDを見てもらったりとかということで、まず事前に情報を聞いてもらう。それで実際に2日、3日に現地へ行ってもらう。それで、その後に、また同じ夏休みの期間なんですけれども、事後研修ということで、1人5分程度の感想を述べてもらう。全員来るものですから、そのときに実際に見ても

らったことが、多分それぞれ皆さん感じ方が違うと思うんですけれども、それを皆さんの前で発表することによって、こういう考えがあったんじゃないかと、そういったものの勉強になっていくんじゃないかと。大変なんですけれども、夏休みもう一回来てもらってそういったことをやっています。それで、今度はそれぞれ学校に行ってもらって、学年集会だったりとか、文化発表会、それとか全校生徒の前で発表してもらおうと。かなり緊張もすると思うんですけれども、そういったことで、同じ世代の子、しかも同じ学校に行っている子が見てきたこと、感じたことを話していただくということで、非常にそういった意味では効果があるんじゃないかと。原爆だけじゃなくて、それこそ平和ということも考えられる、それで広島という地がまた復興しているということの中で大切だということも感じられないかというふうに考えております。

それと、次に広島以外にということで、東京都立の福竜丸展示館ということで、リニューアルされたということもあるんですけれども、また今の事業等、見直しをするんですけれども、まずは広島というところは、先ほど申しましたとおり、原爆だけではなくて、平和、それから、復興ですとかそういったものが全て見られるという意味では、確かに少ない人数で行ってもらっているんですけれども、それがまた研修を重ねて、それで生徒の前で発表していただくという中で広がっていくということで、今は使節団としてはこのような形ということではやっておりますけれども、また今後見直し等を検討していく中で、そういった御意見等も検討させていただければと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

○川島 要委員 非常に大事な事業だと思しますので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思えます。

第五福竜丸の展示会につきましては、先日もテレビの番組の中で放送されておりましたけれども、様々な取組がされております。焼津といえば第五福竜丸というイメージなんですね。全国的にもかなり強いイメージを持っていると思えます。我々焼津に住んでいる市民が、ぜひ第五福竜丸記念館にどんどん行って、もっともっと歴史をしっかりと勉強していく機会を持っていくということも大事だと思しますので、引き続き検討をよろしくお願いします。

以上です。

○池谷和正委員長 通告による質疑は終了しましたので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第15号中、総務部所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は、御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷和正委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第53号中、総務部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会総務部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦勞さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。9時58分集合でお願いいたします。

す。

ここで休憩を取りますが、シェークアウトの訓練がありますので、10時2分前、9時58分にこの議場へまた集合してください。よろしくお願いします。

空気の入替えをしますので、一度退室のほうをよろしくお願いいたします。

休憩（9：46～10：02）

○池谷和正委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、行政経営部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番、深田委員。

○深田百合子委員 歳入、1款1項1目個人市民税73億7,580万5,231円について伺います。

対前年度比100.1%であります。現年課税分の収入未済額が8,822万4,017円となっております。給与所得の特別徴収、65歳以上の年金特別徴収、自営業などの普通徴収の状況はどうだったか伺います。

○小池善栄納税促進課長 深田委員にお答えします。

現年課税分の収入未済額の状況でございますが、特別徴収分が未納者112人で362万8,439円、普通徴収分が未納者1,628人で8,459万5,578円となっております。なお、年金特徴分については収入未済額はありません。

以上、深田委員のお答えとさせていただきます。

○深田百合子委員 この人数と金額の最近の動向は、近年の状況に比べて下がっているのか上がっているのか伺いたいと思います。

○小池善栄納税促進課長 平成30年度との比較で申し上げますと、普通徴収分につきましてはマイナス173人で、金額も807万4,946円下がっております。特別徴収分につきましても人数で5人減で、金額も90万2,581円となっております。

以上です。

○池谷和正委員長 次に、2番目の質疑です。

○深田百合子委員 歳入、1款1項2目法人市民税13億7,555万2,462円について伺います。

主要施策5ページの概要では、法人市民税は税率の引下げによる減額により、対前年度比0.3%の減との説明がありました。同じく主要施策の39ページには、市民税（法人）均等割別納税義務者数の表があります。ここでは大手企業が4社減少していますが、どういう状況でありますか。また、昨年10月からの消費税10%の影響について伺います。

○中島勝己課税課長 深田委員の質疑にお答えさせていただきます。

大手企業4社が減ということですが、ここの39ページの表のところはランク区分というのがありまして、ここには資本金等と従業員の数で区分が分かれております。だものですから、今回はその均等割区分ごとの増減の範囲という形でございます。また、内訳の増減理由についてですが、法人同士の合併、あと、従業員数の増減による

区分の異動もございます。あと、増減した法人の業種等ですけれども、金融、食品、製造、サービス業などになっておりまして、必ずしも業種別の業績の動向を反映したものではないと考えております。

それから、2点目の消費税の引上げの影響についてでございますけれども、法人市民税は法人税額を課税標準としておりますので、法人税は大幅な設備投資など業績以外に、税額の算出に影響するものがありますので、申告された法人市民税から消費税率の引上げによる影響を分析することが困難と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○深田百合子委員 分かりました。大手4社の減というのは、私、この表の三角のところを指しておりました。資本金1億円超え10億円以下、従業員50人超えのところ以上ですね。

それで、今の答弁でありますように、法人の合併とか従業員の増減ということがありますけれども、やはり合併して従業員のところは、従業員が減少しているということが何社このうちあるのでしょうか。

○中島勝己課税課長 現状のところ、細かい法人の増減についての資料は持っておりませんので、また後日説明のほうをさせていただきます。

以上です。

○池谷和正委員長 次に、3番目の質疑に移ります。

○杉崎辰行委員 歳入の1款2項1目についてお尋ねします。固定資産税です。

ここに載っております不納欠損額計上までの経緯、それと、収入未済額の今後の見通しについてお伺いします。

○小池善栄納税促進課長 杉崎委員にお答えします。

まず、不納欠損額計上までの経緯についてでございますが、これは固定資産税に限ったものではございません。市税一般についてでございます。

未納が発生した場合は督促状を発送し、なお未納が解消しないときは、催告状の発送、訪問催告などにより納税相談を促し、これにも応答がない場合、または相談のときに納付約束をしてその約束を履行しない場合につきましては、差押え処分の執行のため財産調査を行います。調査の結果、滞納処分する財産がない場合、また、滞納処分によりその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、またはその所在及び財産が共に不明な場合は滞納処分の執行停止し、その停止の状況が3年間継続したときは納税義務は消滅します。また、滞納処分の執行停止した場合において、例えば法人の解散、本人の死亡などにより徴収できないことが明らかであるときは、納税義務を直ちに消滅させることができます。これらのほか、5年の消滅時効の完成によっても納税義務は消滅し、このようにして消滅したものが不納欠損として計上されます。

次に、収入未済額の今後の見通しですが、次年度に繰越しをされて分割納付の継続、滞納処分、あるいは静岡地方税滞納整理機構への徴収移管などにより未納の解消を図ってまいります。中には滞納処分の執行を停止するもの、不納欠損となるものもあり、徴収し切れずに残ったものは、また次年度に繰り越されて未納の解消を図ることとなります。

以上、杉崎委員への答弁とさせていただきます。

○杉崎辰行委員 大変ここは御苦労なさっているところだと思うんですけども、1つ今の答弁の中でお聞きしたいんですけども、5年という期間が出ていました。税に時効があるんですか。

○小池善栄納税促進課長 地方税法によりまして税には5年の時効があります。ですので、5年間その徴収の権利を行使しない場合は、納税義務は消滅します。

○杉崎辰行委員 それじゃ、これ、請求をかけていても時効が発生してしまうという、1年に1回の請求をかけていてもということですね。

もう一つ、一緒に聞きます。今、コロナ禍で今期の、73ページなんですけれども、現年度分と滞納繰越分と出ている両方の金額の両方足すと結構、1億6,000万円を超えるんですが、この金額のうち、将来的にというか、次年度の不納欠損に載っている予想の金額というのは大体出てくると思うんですけども、そういったものを時系列というか、経年的に見ていくと、およそこれくらいの率で出てくるなというのがあると思うんですよ。そうなると、長いスパンで見たときに、どういう傾向にあるんだろう、ここにおける固定資産税の滞納ってどういう傾向にあるんだろうというのが出てくると思います。それが経験の判断であったり、その率の中で個人と法人の割合がどうであったりというのを見ていますとその辺が把握できると思いますので、何かそんなところで、こんな傾向があるよというのがお分かりだったら教えてください。

○小池善栄納税促進課長 申し訳ございません。今、資料の持ち合わせがございませんので、後日御回答させていただきます。申し訳ございません。

○杉崎辰行委員 そうしたら、これ、時効のほうは請求をかけていても時効なんですね。

○小池善栄納税促進課長 はい。請求といたしましても、どんなものでも有効な請求ということではございません。督促状を出すと、まずそこで時効が中断します。それから10日を経過しますと、また時効が進み始めます。ですので、そこから5年、何もしないと時効になります。ほかに時効の中断理由としましては、差押え、あるいは納付誓約、それから、分割納付による納付の承認といいますか、債権の承認というものが一般的な時効中断の理由になります。

○池谷和正委員長 それでは、4番目の質疑に移ります。

○深田百合子委員 歳入、1款3項1目軽自動車税3億9,548万8,888円について伺います。

主要施策の5ページには、軽自動車税の増額はあったという記述があります。歳入の根幹である市税については、ここが特徴的に書いてあります。これは対前年度1,820万8,064円、4.7%の増となっておりますが、台数の増加なのか、それとも2015年4月1日からの値上げの影響であるのか。新規取得及び13年経過した台数の動向も伺いたいと思います。軽自動車というのは、自家用車、営業用、自家用貨物、営業用貨物、三輪等があると思いますが、よろしくお願ひします。

○中島勝己課税課長 深田委員の質疑にお答えいたします。

軽自動車税の増額の理由ですけども、台数の増加なのか、それとも税制改正の影響なのかということについてですけども、私どもは両方あると考えております。

まず、課税台数についてですけども、ここ数年間の課税台数については大きく増減はございません。ただ、原動機付自転車については毎年減少しております。逆に四輪の軽自動車、これは自家用ですけども、こちらのほうは増加する傾向にあります。です

から、軽自動車が減っている分、四輪の軽自動車が増えているというような状況にあります。

課税区分で言いますと、税制改正によって上がった、2015年4月1日以降に登録した車両と、登録から13年経過車両もいずれも増えておりますので、この関係で前年度よりも1,820万円余の増加となっております。

次に、新規取得及び13年経過した車両についての動向でございますけれども、新規に取得された軽自動車ですけれども、令和元年については1,832台あります。前年度よりも259台増加しております。13年経過した軽自動車ですけれども、令和元年度は9,639台、前年度よりも439台増えております。それから、軽自動車の課税区分別の状況についてですけれども、四輪の乗用車、これは総台数ですけれども、四輪の乗用の自家用については3万5,571台あります。貨物の自家用については7,654台あります。貨物の営業用、こちらのほうは188台あります。次に二輪の250cc、こちらのほうの軽自動車税の対象ですけれども、250ccクラスは1,840台あります。それから、250ccを超えるもの、いわゆる大型のバイクですけれども、こちらのほうが2,040台あります。それから三輪の軽自動車ですけれども、こちらのほうは5台あります。あと、原動機付自転車が8,859台。そのほか軽自動車になりますとトラクターとかフォークリフト等ありますけれども、こちらのほうは台数のほうは省略させていただきます。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

やはりこの主要施策概要報告書の書き方が、軽自動車税の増額はあったもののとあり。その書き方によりますと、台数が増えているのかなというふうに思いましたけれども、実際には税率改正の値上げの方向が1つと、特に新規よりも13年経過した軽自動車、これがやはり令和元年度だと439台も新規よりも多いと。物を大切にしてくださいとこれから長く乗っていくというのが焼津市の方も多いかと思うんですけども、そのために物を大切にしてくださいと逆に税金は高く取られていく、そのための増額につながっているという、やっぱり何かこれは私は矛盾を感じます。

以上、申し上げます。

○池谷和正委員長 それでは、次に、5番目の質疑に移ります。

○深田百合子委員 歳入、1款3項2目環境性能割というのがこの軽自動車税の中に入りました。当初予算280万円で執行額が342万8,300円ですね。これも2019年10月1日から自動車取得税が廃止されて環境性能割が導入されました。新車、中古問わず、軽自動車の取得価格に燃費、性能等に応じた税率が課せられることになったということですが、本市の現年課税分の状況はどうでしょうか。

○中島勝己課税課長 深田委員の質疑にお答えいたします。環境性能割の現状についてでございます。

環境性能割は軽自動車税を取得したときに燃費、性能に応じた税率で課税させるもので、新車と中古車問わずに取得価格が50万円以上の場合に課税をされます。2021年3月末の期限ではありますけれども、2020年度の燃費基準を達成した自家用の軽自動車については環境性能割は非課税となっております。環境性能割が課税された台数ですけれども、令和元年度は207台となっております。内訳ですけれども、乗用の自家用車が84台、

貨物の自家用車が120台、あと特殊な用途の自動車、これは3台あります。これはよく軽トラックに後ろに冷蔵、冷凍用の台車を積んだ特殊な車を時々見かけると言うんですけども、こちらのほうがこれに該当して3台ということになっております。

以上でございます。

○深田百合子委員 この環境性能割というのは、燃費が、性能がいい車を買えばその分税率は安くなるよと。だけど、燃費の悪いものを新規であれ中古であれ買えば税金は高くなる、環境性能割が高くなるよというものなので、焼津市には本来でしたら燃費がよくて環境にいい車を購入していただいたほうが環境にはいいんですね。でも、税率としては環境に悪いものをたくさん購入していただいたほうがこの税金が入る。これも矛盾していると思いませんか。

○中島勝己課税課長 今回の環境性能割については、自動車取得税を廃止するに当たって今回設立されたもので、取得税もそうなんですけれども、基本的には環境性能に応じて減税がされております。その流れをそのまま環境性能割でもくんでいるということになっております。

以上でございます。

○深田百合子委員 よく分かりません。また聞きます。

○池谷和正委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○杉田源太郎委員 それでは、歳入、1款6項1目都市計画税についてお伺いします。

予算額は約11億6,000万円、それに対して収入金額が約12億2,000万円、予算額を6,578万円上回った、この原因は何でしょうか。

2番、不納欠損額、これが約572万円、収入未済額、これは2,235万円、これはどのようなものでしょうか。

○中島勝己課税課長 杉田委員にお答えいたします。

まず、都市計画税が予算額より上回った要因についてですけれども、こちらについては、市街化区域における土地及び新築、増築に伴う家屋の評価額が見込みを上回ったことが影響していると考えております。次は納税促進課になります。

○小池善栄納税促進課長 不納欠損額及び収入未済額についてでございますが、不納欠損額とは、法定の理由によりまして納税義務が消滅し徴収できなくなったことを決算手続上表示する取扱いをしたものでございます。収入未済額とは、当該年度の歳入として調定した収入のうち、当該年度が終了するまでに納入されなかった額をいいます。なお、この収入未済の額につきましては、翌年度も引き続き徴収に努めることとなります。

以上、杉田委員への答弁とさせていただきます。

○杉田源太郎委員 最初に土地評価額を上回ったと聞いたんですけど、土地評価額って全体的に下がっているように思ったんですけど、この市街化区域においてはその評価額を上回ったということですか。

○中島勝己課税課長 土地については、いわゆる評価額の見込みが通常の下落率よりも若干上回ったということでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。

それでは、新規の移住が何件、そのうちの市街化区域には何件だったでしょうか。

○中島勝己課税課長 市街化区域における新築棟数についてですけれども、まず、昨年度の新増築の総棟数ですけれども、768棟建っております。そのうち、市街化区域における新増築の件数ですけれども、562棟建っております。あと、区画整理区域内には、そのうちの135棟が区画整理区域内、いわゆる南部と会下ノ島の区域になっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 新規の移住が今の768ということでもいいんですか。新規の移住。

○中島勝己課税課長 杉田委員の質疑なんですけど、課税課では建物の棟数を把握しておりますので、その建物がどういう経緯で入ったのかということころまでは、うちのほうは把握し切れておりません。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 それでは、市内の中での移住だとか、そういうのというのは課税課では分からない。これはどこで聞いたら分かるんですか。

○池谷和正委員長 杉田委員、いいですか。

次の質疑に移ります。

7番目の質疑に移ります。

○深田百合子委員 歳入、6款1項1目地方消費税交付税、交付税と書いてありますが、これは交付金ですね。地方消費税交付金です。すみません、こちら、資料のほうが間違っています。歳入、6款1項1目の地方消費税交付金25億578万3,000円ですが、この主要施策概要報告書ですと、1ページの歳入の表がございます。これを見ますと、対前年度1億9,288万8,000円、7.1ポイントの減となっておりますが、これはどういうことでしょうか。10月からの消費税10%による半年分の増額はこれに含まれなかったのかどうか伺います。

○増田恵子財政課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

地方消費税交付金につきましては、実際に事業者が消費税を納付する時期と市町村に交付される時期がずれております。地方消費税は事業者から国に納付され、納付があった翌々月に道府県に払い込まれます。その後、道府県間の調整をして、市町村に年4回に分けて交付されるため、市町村には国に納付されてから数か月遅れで交付されてくることになっております。市の1会計年度に交付される地方消費税交付金は、事業者から国に前年の12月からその年度の11月に納付された分ということになっております。また、事業者の決算時期によっても、今回の消費税率の改正が消費税計算に反映される時期が異なってくることもありまして、令和元年10月から消費税率の改正がありましたが、その影響は令和元年度の交付金には大きな影響はなかったと考えます。

前年度より減となった理由としましては、令和元年11月末日が土曜日だったために事業者の11月末納期限の消費税が12月納付になったことによるものと推察いたします。

以上です。

○深田百合子委員 期日が土曜日になったということで、土曜日だったということで、事業者の消費税の納付が遅れたということも今最後におっしゃいましたけれども、事業者が支払う消費税の事業者数自体が減っているということはなかったんでしょうか。

○増田恵子財政課長 深田委員の再質疑にお答えいたしますが、その事業者数につきましてはこちらでは把握をしておりません。

以上です。

- 深田百合子委員 12月から11月分の事業者の消費税の部分も含まれるということですが、対前年度で1億9,000万円ものやはり消費税交付金が減っているということが、内容が、答弁がよく分からないんですけれども、もう一度お願いします。
- 増田恵子財政課長 今回の減っている理由としましては、先ほどの繰返しになりますけれども、令和元年度は11月納付分が12月になったということによるものと推察するという事で、12か月分が入ってきているわけではなく、11か月分が入ってきているということになります。そうしますと、1か月分が大体8%ぐらいになりますので、対前年7%ぐらいということになります。

以上です。

- 池谷和正委員長 次に、8番目の質疑に移ります。
- 深田百合子委員 歳入、10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金1億8,167万1,000円についてです。

①令和元年度のみ臨時交付金の使途、2、収入済額の対象施設及び対象園児数、3、対象とならない施設はどうか伺います。

- 増田恵子財政課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援臨時交付金の使途についてでございますけど、幼児教育の無償化に係る地方負担分の措置として交付されたものでございます。地方特例交付金の性格上、一般財源として収入はしております。

次に、対象施設及び対象園児数でございますけれども、この交付金の算定基礎となっているのは、焼津市が給付認定を行った児童数でありまして、4,741人となります。なお、施設数につきましては算定の基礎となっております。

以上です。

- 深田百合子委員 施設数は対象となっていないということですが、対象とならない子ども、子育て、保育料を払っている施設というのはなかったということよろしいでしょうか。
- 増田恵子財政課長 今回の施設の件なんですけれども、算定には施設数は入っておりませんので、繰返しになりますけれども、申し訳ないですが施設数は入っておりません。

以上です。

- 深田百合子委員 そうしますと、4,741人の子どもたちは焼津市内の認可外、認可内、認可保育園、そして公立、私立、そして幼稚園、全て公立幼稚園、私立幼稚園、もう一つ、地域型保育所、小規模保育所、全てが対象の子どもの数ということでよろしいでしょうか。
- 増田恵子財政課長 今回の御質疑にお答えしますが、焼津市の子育て関連制度利用者数の延べ人数となっております。細かくいきますと、3歳児から5歳児、1号公立（焼津市立幼稚園等）が308人、1号私立（市外認定子ども園等）が27人、2号公立（焼津市立保育園等）が384人、2号私立（民間保育所等）が641人、未移行1、2号私立（市内民間幼稚園等）が1,708人、認可外2号私立（認可外企業主導型等）が21人、これが、今のが3歳から5歳児でございます。ゼロ歳から2歳児が、3号公立（焼津市立保育園等）が205人、3号私立（民間保育所小規模等）が787人、認可外3号私立（認可外企業主導

型等)が2人、これに子ども・子育て事業として預かり保育が600人で、市内民間幼稚園児等が657人、子育て支援活動(ファミサポ利用)の幼稚園児が1人ということで、これを合わせまして4,741人でございます。

以上です。

○池谷和正委員長 次に、9番目の質疑に移ります。

○深田百合子委員 歳入、11款1項1目地方交付税31億4,805万3,000円について伺います。これも主要施策概要報告書の1ページにもありますけれども、対前年度2億6,768万4,000円、109%の増ということになっておりますけれども、普通交付税が8.0%の増、特別交付税が15.4%の増となっており、臨時財政対策債は11.6%の減となっております。これは主要施策の36ページの表に載っておりますが、その理由を伺いたしたいと思います。

○増田恵子財政課長 深田委員にお答えいたします。

地方交付税についてでございますけれども、地方交付税は国の地方財政計画等により決算数値が毎年変わりますので、増減は地方財政計画等によることとなりますが、令和元年度の特別交付税につきましては、台風第19号の被害等による災害復旧費分が増額要因となっております。

以上です。

○深田百合子委員 特別交付税の理由は分かりましたけれども、臨時財政対策債11.6%減というのは答弁漏れだと思いますが。

○増田恵子財政課長 繰返しになりますけれども、国の地方財政計画等によりまして、普通交付税につきましては、10万人規模の自治体の標準的な事務に対してどの程度の需要があるか、また収入があるかを見て国から配分されるもので、この需要と収入の差が普通交付税というふうになっております。令和元年度は平成30年度に比べまして需用額が増加し、収入額が減少しましたため、臨時財政対策債を含む実質の普通交付税のほうが増額となりました。このうち、現金分となる普通交付税につきましては、交付税の財源となる国税の伸びがあったことで地方財政計画上も増額となり、焼津市も増額となりました。これと連動をしまして、臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債を含む普通交付税の増額に対して現金分の普通交付税が昨年度よりも増加したことにより、臨時財政対策債のほうも昨年度よりも減少しております。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。臨時財政対策債が減っていくということは借金が減るものですからいいことだと思います。来年増えないように、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○池谷和正委員長 次に、10番目の質疑に移ります。

○深田百合子委員 歳入、14款です。これは全体で、使用料及び手数料5億4,054万5,245円について伺います。これは対前年度90.5%の収入率ですが、消費税10%による増額分はどのくらいありますか。また、新型コロナウイルス感染症の影響はどの使用料で、どのくらいありましたか、伺います。

○増田恵子財政課長 深田委員にお答えいたします。

使用料及び手数料についてでございます。消費税率の改正に伴う増額分についてでござ

ございますが、約104万4,000円でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症による影響でございますけれども、主な影響のあった使用料の減は、焼津文化会館使用料が約375万円、天文科学館使用料が約262万円、大井川文化会館使用料が約175万円でございます。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次に11番目の質疑に移ります。

○鈴木浩己副委員長 それでは、歳出、2款1項3目広報広聴事務費について伺います。

1番目として市民意見箱運営事業ですけれども、平成10年度から開始をされた事業で、市民の御意見ですとか御提言を把握して、よりよいまちづくりの参考とするために欠かさない事業でありますけれども、近年の意見箱への投稿件数について伺います。

2点目として、意見箱への投稿には様々ありますけれども、例えば政策提言のような建設的な意見もあれば、逆に市政に対する苦情などもあるわけでありましてけれども、投稿された意見に回答を希望するものについては担当課がその都度回答しているわけですが、回答にかなり苦慮するケースが散見されております。そこで、建設的な意見、あるいは苦情について、投稿の種別は最近どんな傾向にあるか伺わせていただきたいと思っております。

○櫻井芳之シティセールス課長 鈴木委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、市民意見箱の近年における投稿数でございますが、市のホームページと市の施設、市役所の本館、大井川庁舎、市内旧公民館でございますが、そちらに設置してございます意見箱への投函、そして郵送、これらを合わせまして、平成29年度が208件、平成30年度が340件、令和元年度が338件となっております。

次に、投稿されました意見の種別でございますが、平成29年度が、市の課題に対する提言、こちらが13件、問合せ、苦情、その他の意見等で195件、平成30年度は市の課題に対する提言が5件、問合せ、苦情、その他の意見等で335件、令和元年度は提言が12件、問合せ、苦情、その他の意見等で326件でございます。市への提言におきましては、市内のバスの利用増やCO<sub>2</sub>削減に向けての取組などに関するものがありまして、問合せでは、観光への問合せ、ふるさと納税に関するもの、苦情、意見等では工場の騒音、悪臭に対するものなどがございました。

以上、鈴木委員への御答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それこそ昨年度ですけれども、市民意見箱の運営の関係で、複数の市民の方から問合せというか、御相談をいただきました。お話を伺ってみますと、最初は市に対して建設的な御要望というか、そういったものを投函されたのですけれども、担当課のほうから自分が思っていたような回答がなかなか得られなかったということで、実際に投稿された市民の方は、具体的には河川改修についてのお話だったそうなんですけれども、なかなか市のほうで河川改修について前向きな回答をいただけなかったということで、何回かやり取りがあったそうなんですけれども、そのうちに、担当課で回答を書いている職員の方に向けて、相当攻撃するような御意見の内容にどんどん変化をしていったということで、そうすると担当課のほうでは、なかなかそれに対して回答というわけにはいかないものですから、回答をしないまま何か月も空白ができてしまったということ

で、私のほうに相談があったみたいなんですけれども、その相談者に聞いてみると、最終的には担当課の職員に対して、何であなたはこういう回答をするんだみたいな、そういうやっぱり内容に変化していったということでありました。

ですので、事務事業評価のシートを見ますと、近年の動向として、やっぱり市民意見箱に寄せられる意見の内容が相当強くなっているという文言も確か入っていたような気がします。ですので、市民意見箱もスタートしてから二十数年経過をするわけなんですけれども、回答を希望する方については全て回答していくという、そういうルールで今までは運用されていたと思うんですけれども、やっぱり担当課の回答を書いている職員の個人攻撃みたいな、そういうことになってくると回答し切れなくなったり、あるいは担当課の職員が体調を崩してしまったりですとか、そういうことが見受けられたものですから、今後は時代の変化とともに、そういった回答をするための規則的なものについて変更できないかなということ、担当課の皆さんには昨年度お話をさせていただきましたけれども、今後さらに時代の変化とともに適切に変更をして運営をしていただくように、これは要望ですけれども、お願いをして、この質疑に対しては以上とさせていただきます。

○池谷和正委員長 それでは、次に12番目の質疑に移ります。

○村松幸昌委員 2款1項7目地域おこし協力隊整備事業費809万9,485円です。

①事業実績を伺います。

②費用対効果をどのように評価しているのか伺います。

3番として、これは質疑じゃないのですけれども、事業名、変更する予定はないのか。この3点を伺います。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。

まず、事業実績についてでございます。地域おこし協力隊につきましては、昨年度は2人が活動いたしました。1人につきましては当課で所管をいたします移住支援担当の隊員、もう一人は交流推進部が所管をいたします交流人口拡大支援の隊員になります。当課が所管をいたします移住支援を行う隊員の令和元年度の実績といたしましては、主には移住支援総合支援サイトの「やいづライフ」におきまして、本市の魅力や企業情報を発信するために市内の企業や店舗を訪問いたしまして、取材、記事作成、情報の掲載などを行うほか、SNSを通じた情報発信についても行ってまいりました。特に令和元年度につきましては「やいづライフ」の新しいコンテンツといたしまして、旬でリアルな焼津の生活、焼津人トークリレーを、年間を通して展開いたしまして、焼津に住む人の人柄や魅力を伝えました。また、首都圏で開催をされました移住フェアに4回参加しており、トータルで41組、60人の移住を検討されている方の相談に、移住者であるという経験を活かして移住者の目線で丁寧に対応をいたしました。

次に、費用対効果をどのように評価するかという点でございますが、「やいづライフ」の会員数につきましては年々増加をしております。また、こうした活動が直接的に効果を出したとは判断できませんけれども、本市の社会移動は平成30年度から社会増に転じております。また、令和元年度の社会移動におきましては、20代前半から40代前半の社会移動がプラスの271人となりまして、多くの皆様に本市に移住をしていただいております。隊員の活動もその要因の1つになったと考えてございます。

最後の事業名につきましては、事業の内容に合った事業名の変更を考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○村松幸昌委員 ありがとうございます。

1点、ここのお二人の活動拠点というのはどこになるんですか。

○杉山佳丈政策企画課長 移住支援の担当は当課でございますので、そのことに私のほうからお答えをさせていただきますけれども、拠点といたしましては特に定めてございません。自由に活動をしていただいて、いろいろな活動を広範囲に行っていたらこうという考えに基づいてのものでございます。

○村松幸昌委員 それと、今のお話を伺っていきますと、ここで、この事業の成果指標は総合計画にうたっている目標値が成果指標だなというふうに考察されるんですけど、それはいかがでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 成果指標につきましては、残念ながら令和元年度の活動については達成することができませんでした。ただし、この移住支援の担当の隊員につきましては、昨年度の活動だけではなく、就任してから焼津カツオハガキ復刻プロジェクトを積極的にやっていたりとか、「やいづライフ」のホームページにつきましても改修を加えていただいて、いろんなコンテンツを載せやすいようなこともしていただいたと考えておりますので、そうしたことがこれからどんどん成果としてつながっていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 それで確認ですが、もう一つ、今お話になったのが移住支援と交流人口の拡大ということでしたよね、1人ずつの。この交流人口の拡大のところは誰か答弁は。それじゃ、再度ここでお尋ねしてよろしいということで理解しますけれども。

それと、名称の変更なんですけど、これ、読んでいくと協力隊整備という、現場を整備するようで、協力隊員に大変、どうなのかなと思いますので、ぜひ変えていただくようにお願いをしまして、質疑を終わります。

○池谷和正委員長 それでは、次に13番目の質疑に移ります。

○川島 要委員 私の質疑は、今の村松委員の質疑で回答いただいた文章で了解です。

○池谷和正委員長 次に、14番目の質疑です。

○青島悦世委員 歳出、2款1項7目総合計画推進事業費で、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ周辺まちづくりについての中で、確認をさせていただきます。

地区住民との意見交換会及び勉強会の開催の地区住民対象者は、次に、会議開催の回数をお聞きます。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。

まず、地区住民との意見交換会及び勉強会の開催の地区住民対象者につきましては、まず、大井川焼津藤枝スマートインター周辺まちづくりの範囲といたしましては、現在まちづくりを検討しております上泉・相川地区にありますので、意見交換会及び勉強会の対象者は区域内の関係権利者となります。また、会議開催の回数につきましては、令和元年度におきましては意見交換会が3回、勉強会は4回でございました。

以上でございます。

- 池谷和正委員長 それでは、次に15番目の質疑に移ります。
- 杉田源太郎委員 では、同じく2款1項7目総合計画推進事業費、約3,000万円のその内訳についてお伺いいたします。
- 杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。
- 内訳につきましては、まず委託費といたしまして、総合計画の進行管理に関わる市民アンケート調査に53万3,500円、行政評価システムのOSのバージョンアップに伴うシステム更新業務に1,244万1,000円、第2期焼津未来創生総合戦略の改定に係る支援業務に948万2,130円、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ周辺のまちづくりに係る意見交換会及び勉強会の支援業務に459万8,220円、ふじのくにのフロンティアを拓く取組の推進を図るための第2期ふじのくにのフロンティア推進エリアの基本構想作成業務に119万9,000円、そのほかといたしまして市民アンケートの郵送料が55万5,999円、総合戦略の印刷費といたしまして22万9,725円、その他、旅費や消耗品といたしまして72万2,424円。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 今回の答弁の中で、第6次総合計画のところでアンケート調査をやったということなんですけど、このアンケート調査というのは何回ぐらいで何通ぐらいをお出ししたんですか。
- 青木雄一郎行政経営課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。
- 市民アンケートにつきましては、調査期間は令和2年1月になります。市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に、無作為で抽出して実施しております。
- 以上となります。
- 杉田源太郎委員 これは何通ぐらい返ってきましたか。
- 青木雄一郎行政経営課長 回答数のほうは1,799件です。回答率としましては60%ということになります。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 了解しました。
- その次で、行政評価システムのOSをバージョンアップしたということなんですけれども、今までのシステム、それと、その新システムの違いはどんなふうですか。
- 青木雄一郎行政経営課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。
- 行政評価システムのサーバー、OSがウィンドウズのサーバー2008R2ということを使用しておりました。こちらを、令和2年1月にOSのほうのサポートが終了することから、ウィンドウズのサーバー2016へのOSのバージョンアップと行政評価システムサーバーの構築作業の実施し、それから旧サーバーから新サーバーへのデータの移行作業のほうを実施しております。
- 以上になります。
- 杉田源太郎委員 今までのシステムが新システムになることによる実際の行政評価、そういうものというのは何か変わってくるんですか。
- 青木雄一郎行政経営課長 内容のほうについては特に変わってはおりません。シートの様式とか内容について、シート自体の様式については変更するところは変更しますが、システム的には特に変更したところはありません。

以上です。

- 杉田源太郎委員 また後で聞きたいと思います。

次に、未来創造総合戦略のここに948万円ということなんですけれども、これの内訳を教えてください。

- 杉山佳丈政策企画課長 内訳ということでございますけれども、総合政策の改定を、そのものを改定作業とも支援として委託を一切に行っておりますので、この948万2,130円が委託費の合計となります。

- 杉田源太郎委員 最後に、ダイヤモンド構想に基づくS I C周辺のまちづくりに459万円、この459万円の内訳を教えてください。

- 杉山佳丈政策企画課長 意見交換会につきましては109万7,280円、勉強会につきましては350万940円。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 青島議員の一般質問で、私も一般質問をやらせてもらいましたが、この中で、まちづくりやダイヤモンド構想の中のおもてなし拠点としても、大型の商業施設、そういうものを念頭に置いた最初の構想だったというふうに思いましたが、新聞の発表、あれが正確かどうか分かりませんが、それは全部確信があったということになっています。そうすると、そこそのものの、ダイヤモンド構想そのもののそれに基づいたまちづくりというものは終わっているんじゃないかなと思うんですけど、そういうところにこれをまた一からやっていくことについては違和感を感じるということを上げて終わります。

- 池谷和正委員長 質疑の途中ではありますが、ここで10分間、空気の入換えの休憩を取りたいと思います。10分はありませんが、11時10分、再開したいと思いますのでよろしく願いいたします。

休憩（11：01～11：09）

- 池谷和正委員長 ほんの少し早いですけど、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次の16番目の質疑に入ります。

- 鈴木浩己副委員長 歳出、2款1項7目行政改革推進事業費のうち、有料広告事業について伺います。

有料広告事業は市の財源確保と市民サービス向上を図るために行われているわけなんですけれども、近年の広告収入の推移と、あと、広告媒体の件数について伺います。

2点目につきましては、有料広告事業は大分、十数年たっておりますけれども、拡充に向けてどんな検討を最近されているか、その内容について伺っていただきたいと思っております。

- 青木雄一郎行政経営課長 鈴木委員にお答えいたします。

初めに、有料広告事業の近年の状況についてでありますけれども、令和元年度の広告媒体につきましては、男女共同参画情報誌、市民課窓口用封筒、自主運行バス、総合体育館のメインアリーナ、納税通知書用の封筒、「広報やいづ」、本のホームページ、公用車、庁舎案内板などの9媒体で、収入額のほうは452万6,500円となっております。平

成30年につきましては、先ほどの9媒体に市民カレンダーを加えた10媒体、563万3,000円、平成29年度は納税通知書用の封筒除いた9媒体、520万7,000円でありました。

次に、媒体の拡充に向けての検討内容についてでありますけれども、現在、新庁舎窓口に設置する番号発券システムに広報用モニターを設置することによりまして、無償でシステム導入できるように準備を進めている状況であります。また、今後は広告収入だけではなく、備品、消耗品などを民間事業者から提供を受けるスポンサー制度的なものの導入の拡大についても検討していきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

大体500万円前後というような推移かなというふうに思います。やっぱり広告媒体の拡大につきましては以前から様々議論をされているかなと思いますので、特に先ほど御答弁がありました新庁舎になってからの窓口の部分ですとか、あるいはスポンサー的な分野についても模索をしていただきまして、ぜひ有料広告収入の拡大について、そういう運営の仕方をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○池谷和正委員長 次に、17番目の質疑です。

○内田修司委員 私のほうから、歳出、2款1項7目企画費の中の若者とのまちの賑わい創出事業費であります。

説明書のほうの30ページですけれども、交流施設やいぱるを開所することによりという記載がありまして、この事業費なかなと思うんですけど、①としまして、若者のための交流施設やいぱるの費用についてお伺いします。②としまして、どのような施設か。ホームページがありましたのでそれを見ましたけれども、どのような施設か。あと、利用者の状況について、今後の展開について等をお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。

まず費用についてでございます。

やいぱるにつきましては、駅前通り商店街にあります静岡福祉大学駅前サテライトキャンパス、こちらの施設の3階を若者の交流拠点として開館をしております。この拠点の管理運営をNPO法人、わかもののにまちに委託をしまして、その委託費用としまして199万669円となっております。

次のどのような施設か、また利用者の状況、今後の予定などについて、一括してお答えをさせていただきます。

やいぱるにつきましては、大学生、高校生、中学生などの若い世代の地域での交流拠点といたしまして、若者と地域住民との交流によります地域の課題解決、また、焼津の魅力を知っていただいてまちを愛する気持ちの醸成を図ることを目的といたしまして活動をしているところでございます。利用者につきましては、令和元年度は504人の方が利用してございます。やいぱるのスタッフが、若者たちがやってみたいと思う企画であるとかを一緒に作り上げて、若者たちに近い年代のよき相談相手となったりしまして、寄り添う運営を行っており、引き続き事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○内田修司委員 追加でお伺いします。

やいばるのホームページがありましたが、それはNPO法人のほうで立ち上げて内容更新もしているということでしょうか。

もう一つ、これ、開所をすることによりという表現だったんですけど、昨年度ここを開所したということでもよろしいのでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 ホームページにつきましては、委託先であるNPO法人が運営をしております。

すみません、私の表現が悪かったかもしれませんが、開所という表現をしてしまいました、運営をしているところでございます。

以上でございます。

○内田修司委員 2つ、いいなと思ったんですけど、まずは駅前のところで人のにぎわいが増えるということ、あと若者が参加して地域の活性化も一緒に得られるということで非常にいいかなと思いますので、継続してやっていただければなと思います。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次に18番目の質疑です。

○安竹克好委員 2款1項7目出会い結婚サポート事業費について、まず参加人数を伺います。あとカップル成功者数、こちらもお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長 答えさせていただきます。

参加人数についてでございますが、令和元年度に行いました出会いのイベントにつきましては、12月と2月、この2回を開催させていただきました。それぞれお答えさせていただきますが、12月はバスツアーを企画いたしまして、そのイベントの参加者は56人、男性が30人、女性が26人という内容でございました。また、2月はバレンタインパーティーという形で企画をさせていただきます、その参加者は67人、男性が34人、女性が33人、その2回のイベントの参加者は合計で123人、男性が64人、女性が59人です。カップルの成立者数でございますが、このイベントによるカップリング数につきましては、12月のときには5組、2月は8組、合計13組のカップルが誕生してございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 このカップル数を増やす取組と申しますか、またこれは参加者を増やしていただける取組というのは、何か新しい取組というのはございましたら教えてください。

○杉山佳丈政策企画課長 答えさせていただきます。

このイベントにつきましては、やはり魅力的なイベントという形で、毎年趣向を凝らした形で開催をさせていただいております。特にバスツアーにつきましては、焼津神社を巡っていただいて結婚式を御覧になっていただくなどの、そうした実際に付き合った後のことも考えていただけるような形で、魅力あふれるイベントとさせていただきます。やはり参加者を増やすためには、広告等、いろんな形でお知らせをしていかなければならないと思っておりますので、イベントの参加者数としては定員よりちょっと切っているような形で開催をさせていただいておりますので、引き続き皆さんに周知していただくような広報活動をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安竹克好委員 非常にいい事業かと思われるのですが、ちょっと参加人数が寂しいかなというのが思われますが、カップル者が成立しているのはうれしいことですので、ぜひそのカップル者が結婚まで行けるように、しっかりとサポートのほうをお願いいたしまして終わります。

○池谷和正委員長 次に、19番目の質疑です。

○鈴木浩己副委員長 安竹委員と同じく、歳出、2款1項7目出会い結婚サポート事業費ですけれども、安竹委員のほうから要望がありましたように、カップル数の拡大、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

私のほうからは、現在ウェブ上でサポートセンターという形でサポートを行っていたいておりますけれども、このウェブサポートに登録していただいている方の人数ですとか、あるいはそれによってカップリングが成功した組数など、これまでの効果及び課題について伺わせていただきます。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。

まず、ウェブサポートの登録者数でございます。このウェブサポートセンターにつきましては平成29年から開設をいたしまして、令和2年3月末の時点でございますが、631人、男性が397人、女性が234人の会員の登録をしていただいております。ウェブ内のカップル数の把握でございますけれども、これについては把握をしていないというところでございます。

また、効果といたしましては、これまでに登録会員同士による御成婚が17組御報告をされているところでございます。ウェブサポートセンターにつきましては、ウェブ上でございますので時間にとらわれず気軽に交際活動ができる、また、積極的な行動が苦手な男女が多くなっておりますので、その中で専門的なアドバイザーによるアドバイスを受けながらウェブ上でのやり取りができるというところでのメリットがあったと考えてございます。

また、こうした様々な取組で参加したことで、先ほどは登録会員同士の御成婚数17組と御報告をさせていただいておりますけれども、結婚に向けて前向きになった方がいらっしゃったということで、会員同士ではございませんが、結婚に至った会員の方は累計で117人いらっしゃるということでございます。

また、課題についてでございますが、やはり出会いの確率を上げるためには、より多くの会員登録が必要になってくるかと考えてございます。今後も魅力的なイベントを企画させていただきまして、先ほども申し上げましたが、積極的な広報活動を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

事あるごとに、この事業について、結婚した人というのは何人ぐらいおられるという、そういう質疑をさせていただいておりますけれども、今回初めて成婚に結びついた17組という数字が出てまいりました。ですので、外部委託をしている事業なので、なかなか委託先の業者のほうでこういった数字を明かしてくれるというのは難しかったなというふうに思いますが、ただ、いずれにいたしましても、こういった子育て支援、

あるいは人口減少対策ということで始められたこの婚活支援なんですけれども、ぜひそういう人口減少、あるいは子育て支援の入り口部分に当たるこの出会い結婚サポート事業でありますので、様々課題はありますけれども、そういったものを乗り越えて、ぜひこの焼津市内でカップルがめでたく誕生をして、そして結婚をし、子どもさんを生んで、そして安心して育てられるような、そういうまちづくりのために、この入り口部分である出会い結婚サポート事業をさらに充実をしていただきますように要望をいたしまして、終わります。

○池谷和正委員長 次に、20番目の質疑です。

○安竹克好委員 2款1項7目新元気世代プログラム事業費、27講座をされているとのことですが、全てじゃなくても構いませんので、主な実施内容をお伺いいたします。あと、参加人数も伺います。参加された年齢層、ここら辺もお伺いしまして、また、参加者の感想はどのようなものなのか、それをお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。

27の講座の主な実施内容でございます。内容といたしましては、地域おこし協力隊の三浦さんによります船釣り講座、そのほか、デンマークに留学経験のある講師によります講演とランチ交流会、そのほかといたしまして、SBS学苑藤枝校によります講座といたしまして、家庭菜園やスマホの活用術などの幅広い分野の趣味と実益につながる講座、合計で20個が開催をさせていただきました。そのほかにはドローンの操作であるとかマジック入門、竹あかりの作成など、男性の参加者が多かった講座も開催をさせていただきましたところでございます。

次に、参加人数と年齢層でございますが、27講座の参加者数、トータルで282名でございました。年代別では、50代が33人、60代が134人、70代が103人、80代が7人、年齢でお答えをいただけなかった方が5人いらっしゃいました。あと、男女別でございますが、男性が85人、女性は197人ということでございました。

参加者の感想につきましてでございますが、感想といたしましては、先ほど申し上げた船釣りの講座におきましては、天候にも釣果にも恵まれて今後も続けたいとの感想をいただいております。また、デンマークの関係の講座につきましては、講座の中で友人ができるなど、温かい雰囲気の講座であったという感想もいただいております。そのほかにつきましては、講座を通して友人ができた、友達ができた、また、市が趣味づくりを推進してくれるのはうれしい、取りあえずやってみようという気持ちになれたなどの御感想をいただいております。

また、講座に関しましてはアンケートを実施してございまして、その中で、満足、やや満足という御回答をいただいておりますのが95%、また、受講した内容を続けたい、講座があれば参加をしてみたい、仲間がいれば続けたいといった前向きな回答も92.6%いただいております。本事業の実施におきまして、今後の趣味づくりへつながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

様々な魅力ある事業を開催していただいて、また、アンケートの結果もかなり満足度が高いかと思われまます。そもそもこの本事業の目指すべき方向性というか、どのような

ことを目指しているのか教えてください。

- 杉山佳丈政策企画課長 本事業につきましては、人生百年時代という時代を今迎えているところでございます。退職されてからひきこもりになる、また、地域とのつながりがなくなる、そういったことを防ぐためにも、おおよそ50歳以上を対象といたしまして、そういった方たちに日頃から生きがいを提供するというところで趣味に接していただく。また、趣味を行うに当たっては健康であることが重要でございますので、健康維持の活動についても参加をしていただく。そういった健康維持と生きがいを提供し、2つの柱を回していきながら、皆さんに笑顔あふれる生活を送っていただくということを目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

- 安竹克好委員 大変評価がされる事業かと思われま。また現状で終わらず、より一層充実した、拡充されるような事業に進めるようにお願いしまして、終わります。
- 池谷和正委員長 次に21番目の質疑です。
- 深田百合子委員 私も同じく新元気世代プログラム事業について伺います。

まず、事業費の内訳、新元気世代プロジェクトアクションプログラムの策定先、そして策定費用、3つ目はモデル事業の27事業の実施状況を伺います。

- 杉山佳丈政策企画課長 事業費の内訳をまずお答えさせていただきます。

アクションプログラムの策定支援業務の委託費としまして481万2,500円、モデルプログラムの開催業務の委託費といたしまして107万7,742円、新元気世代のセミナー開催支援業務の委託費としまして36万3,000円となっております。

次に、アクションプログラムの策定支援業務の委託業者につきましては、株式会社地域まちづくり研究所でございまして、公募型のプロポーザル方式により選定をさせていただいております。

モデル事業の実施状況につきましては、先ほどと同じ内容になってしまいますが。

- 深田百合子委員 じゃ、いいです。
- 杉山佳丈政策企画課長 以上でございます。
- 深田百合子委員 先ほどの事業の内容の中にもありましたけれども、委託費の481万円、セミナー開催36万円、モデルプログラムが107万円、この具体的な委託先はどこになるのでしょうか。
- 杉山佳丈政策企画課長 お答えをさせていただきます。

アクションプログラムの策定支援業務は、先ほど申し上げたように、株式会社地域まちづくり研究所になります。

また、モデルプログラムについては、それぞれ委託先はいろいろございまして、事業のほう、27講座の紹介をさせていただきましたけれども、地域おこし協力隊がやっていらっしゃる、三浦さんがやっていらっしゃるアーモイル・マーレであるとか、焼津音楽連盟、シルバー人材センター、先ほども申し上げましたが、SBS学苑の藤枝校等になってございます。新元気世代セミナーについては、株式会社地域まちづくり研究所、あと、シルバー人材センターにもお願いをする予定でございましたけれども、実際のこのセミナーについては新型コロナウイルスの影響を受けまして中止となっておりまして、かかった必要経費だけをお支払いしているという状況になってございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 そうしますと、いろんな講座には107万円のうち、それぞれ講師に支払った、その中にもSBSの藤枝学苑があるということも分かりましたけれども、委託費の481万円というこの金額は株式会社地域まちづくり研究所に支払ったということでしょうか。策定費用でしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 そのとおりでございます。

○深田百合子委員 これ、プロポーザルで公募して選んだということなんですけれども、やはり481万円、このもともとの金額は625万円余ですけれども、そもそもが地方創生交付金の税金であります。この地方創生交付金の期間は約3年間だと思いますが、令和元年度が2年目になると思いますが、令和2年度が3年目で、今、今年でもう終わりだと思ふんですけれども、今後の見通しのほうはどうなんでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 地方創生推進交付金の事業につきましては、令和元年度が1年目、本年が2年目です。来年が最終年度となります。来年最終年度になりますので推進交付金が活用できなくなりますので、できる限り講座のほうを、理想というか、講座の参加費で賄えるような形で体制のほうを構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 地方創生推進交付金を使っているいろんな講座が実施できるということで、参加者も好評だという先ほどの安竹委員からの答弁もありました。人生百年時代で、退職される前のひきこもりにならないように、日頃から生きがいつくりと健康づくりを市が支援していくと。そのための新元気世代プロジェクトですよ。それが来年の令和3年度で終わる。今年はほとんど新型コロナウイルスでできなかった。その後はできる限り市のほうが参加ができるように支援していくということですが、せっかくこの481万円を使ってアクションプログラムを作ったんですよ。これを3年で終わりということになるんでしょうか。それともその後、先ほど課長がおっしゃいました、今後の、10年後も含めた10年間というか、何年後も含めたこの新元気プロジェクトのアクションを継続していくのか、この辺の見通しはどうなっているんでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 講座だけに推進交付金を使っているわけではございません。先ほども申し上げているように、このアクションプログラムの現状分析を行わせていただいた上で、具体的な進める事業、案件ごとに取りまとめをさせていただきました。このアクションプログラムに基づきまして、現在は市の新元気世代プログラムのホームページを作成して、会員の募集も図っていくという予定でございます。そうした会員を募って多くの方に参加していただくことによって、講座のほうの参加者も増えていくということになりますので、講座に参加していただいて参加費をお支払いしていただくことで講師の講師料も賄えるというところで、そういった形で理想を目指しているところでございますので、推進交付金がなくなったとしても、事業のほうは継続できるような形をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○深田百合子委員 たしか昨年、鈴木浩己議員が、地域の公民館の講座との整合性はどうかというのを心配されておりますけれども、私も今後のことがかなり心配になります。それで、健康づくりと生きがいつくり、今の公民館講座でもかなり内容によ

っては講座数が少ないところもあるし、多いところもあるし、継続してやっている、その地域の各地域でそうした生きがいづくり、健康づくりを行えるようにしていくことが、私はこの新元気世代プロジェクトの大事なところだと思うんですけども、ここは単発で地域ごとに、各旧公民館ごとにやってきたわけではないんですよ。1つの場所でこの講座をやった。それが、先ほどの感想で、趣味につながった、市が趣味づくりをしてくれるのがよかったと。皆さん、感想がすごいよかったと。そのよかったことを自分の住んでいる地域で継続的に趣味づくりとして継続していくには、講師が必要だし、お金が必要だし、場所が必要になるんです。そういうところを今分析しているということでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 公民館講座のように、講師が専門的な知識を活かして教えるというのが公民館講座なのかなというふうに思っております。我々がやっております新元気世代プロジェクトといたしましては、講師につきましても新元気の皆様が、市民講師として自分の特技であるとか知っていること、そういったものを教えていただく立場になります。そうした取組をすることによって身近で親しみやすい、そして、参加しやすい講座というのが地域地域で生まれてくる。それぞれ公民館をぐるぐる回して参加を募っていくという講座ではなくて、地域に根ざした、地域においてそれぞれの皆さんが講師となって参加者を募って、そして、知っている知識をお伝えさせていただいて講座のつながりも生まれてくるということを目指しているというところがありますので、公民館講座とは少し違う取組もさせていただいているというところでございます。

○深田百合子委員 だから、公民館講座とは違うということでも、これをきっかけにして自分の地域でも趣味づくりのいろんな取組をしていきたい、継続していきたい。そのときに、自分が先生になったと。じゃ、その場所取りとか会費をどうするのかと、そういうのも、募集も市のほうは援助していけるということなんですか。そこをお聞きしたい。

○杉山佳丈政策企画課長 最初から市民講師の方に場所取りからやっていただくというのはなかなか難しいと思いますので、その辺はしばらくは行政としてお力をお貸しさせていただくというところでございますが、制度設計といたしましては、講座への参加者につきましては500円という低額の参加料を取って、それを基に講師のほうにお支払いをさせていただくというようなスキームを考えているところでございます。

○池谷和正委員長 次に、22番目の質疑です。

○川島 要委員 私も新元気世代プログラム事業についての質疑でございますけれども、先ほどの安竹委員に対する御回答で了解でございます。

以上です。

○池谷和正委員長 次に、23番目の質疑です。

○鈴木浩己副委員長 続きまして、歳出、2款1項8目公共施設マネジメント等推進事業費について伺います。

1番目として、主要施策概要報告書によりますと、令和元年度に建物系公共施設の240施設の施設評価を行っておりますけれども、平成30年度との変更箇所と、また変更した理由について伺います。

2点目として、個別再編プランに基づきまして11方針の再編方針が策定されましたけれども、その内容について伺います。

3点目として、以前から懸案となっております指定管理者の選定について、その検討がされた施設の状況についてお伺いをさせていただきます。

○青木雄一郎行政経営課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、前年度との変更箇所と理由についてでございますが、施設評価の件数につきましては、平成30年度は建物系公共施設の施設評価を242施設、令和元年度は240施設を行っておりますので、2施設の減少となっております。これは放課後児童クラブが追加となりまして、道路河川維持事務所などの3施設が廃止となったことによりまして、増減合わせて2施設の減となったものであります。

また、施設評価の判定結果につきましては、総合評価の結果、令和30年度は再編が必要な施設が70施設あったものに対しまして、令和元年度は87施設が対象となりましたので17施設が増加したことになります。この主な理由としましては、平成30年度は建物の改善が必要だった上泉地区の学習等供用施設や総合福祉会館、勤労者会館、サイライフ焼津といった施設の改修や修繕工事が行われたことによりまして、令和元年度につきましては問題のない施設として対象から除外されたものが10施設あります。これはコミュニティ防災センターや学校、市営住宅などの施設で、老朽化により傷んでいる箇所が判明し、今後改修や修繕工事が必要となると判定された施設が、新たに27施設が対象として追加されましたので、増減合わせて17施設の増となったためでございます。

次に、再編方針の内容についてでありますけれども、令和元年度は焼津体育館や豊田公民館など11施設について再編方針を検討しております。再編プランの内容につきましては、11の方針の内容としまして、モデル事業となっております焼津体育館の再編についてお答えさせていただきます。

焼津体育館につきましては、平成30年度までの検討におきまして、市民スポーツの拠点とした焼津体育館の機能を確保するため、再整備プランを策定する方針を決定しております。そのため、令和元年度は市民アンケートの実施や市民代表、利用団体代表、学識経験者で構成しております焼津体育館再整備検討委員会を立ち上げまして、再整備の設置場所と必要な機能についての提言を受けまして、これらの内容を検討して再整備プランのほうを作成しております。

次に、指定管理者の選定について、検討された施設の状況についてでございます。指定管理者の公の施設の導入につきましては、毎年行っている調査や個別再編プランにおいて更新が必要な施設や、新たに導入できる可能性がある施設について検討を行っておりまして、令和元年度は令和2年度に更新または新たに指定管理者を導入する施設がなかったために、指定管理者の選定は行っておりませんでした。また、令和元年度に個別再編プランの再編方針の検討の中で、指定管理者の導入について検討を行った施設につきましては体育施設となります。体育施設への指定管理者の導入の可能性につきましては、平成30年度までに指定管理者導入の可能性や効果の検証を行っておりまして、令和元年度につきましては近隣市の導入状況や詳細内容について検証を行うとともに、体育協会の考え方や意向について聞き取り調査を行っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それでは、何点か再質疑させていただきますが、まず施設評価につきましては、平成

30年度が242施設、令和元年度は240施設ということで、そのうち再編につきましては70施設から87施設と17施設増加をしましたと。その内訳については、修繕工事をやったところについては10施設、老朽化が進んで今後修繕工事が必要になるよという評価をされた施設が27施設、差引きで17施設、令和元年度については平成30年度に比べて増加をしたというような御答弁でありました。その施設評価を受けて、個別再編プランについて11方針が策定をされたわけなんですけれども、個別再編プランの一番主なもので焼津体育館の再編について御答弁をいただきました。

それで、再質疑として伺わせていただきたいと思うんですけれども、この個別再編プラン11方針を策定していただいた中で、特に陸上競技場のメインスタンド、こちらについても策定をされたわけです。陸上競技場のメインスタンドですけれども、これは平成17年度に耐震診断を実施していただいて、当時I s値で1.01ということで非常に耐震性能に劣る診断がされました。平成17年度です。その後、一度はメインスタンドを耐震工事するというので見積りも取っていただいて、そのときの概算事業費というのが約9,300万円という試算も出ておりましたけれども、結果的にはメインスタンドは耐震改修を行わないという結論が出ました。それで毎年こうした改修工事の協議をされているわけなんですけれども、今日までそのままになっているわけです。この個別再編プランによりますと、陸上競技のメインスタンドの代替整備方針案というものを令和2年度、今年度中に策定をするということで書かれておりますけれども、大丈夫なのかどうか伺わせていただきたいと思います。

それと、あと、メインスタンドについては耐震性に劣る施設でありますので、今年度中に使用禁止にするということで書かれているわけなんですけれども、こちらについても確実に使用禁止ということで立入りができないようにお願いしたいと思います。というのは、このメインスタンドの下には選手用の更衣室ですとか、あるいはトイレ等もあるわけでありまして、そちらのほうも使用禁止になるのかなというように思いますので、ぜひこれは確実にお願いしたいと思っております。

それから、3番目の指定管理者制度の導入についてですけれども、令和2年度に新たに導入する公の施設がなかったので検討しませんでしたよというような、そういう御答弁でありましたけれども、体育施設について、これまで長年にわたりまして指定管理者制度の導入について議論を重ねていただいた経緯があるわけなんですけれども、様々、体育協会に委託をするだとかということでもいろいろ協議をされて、あとは近隣市町の状況等も調査をされているようですけれども、来年度には指定管理者制度を導入するという決定をするということでこの個別再編プランには書かれておりましたので、よりよい方向が出ることを期待しておりますけれども、先ほどの個別再編プランの2番目のうち、メインスタンドの代替整備案について、大丈夫かどうか伺わせていただきたいと思いません。

○青木雄一郎行政経営課長 ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

施設所管課のほうスポーツ課になりますけれども、こちらで把握しているところによりますと、陸上競技場の利用団体の意見の聞き取りを再度行いながら、具体的な設置状況、設置位置や規模の検討等を把握した上で代替整備方針案のほうを取りまとめたいということで、令和2年度に行いたいということで担当課のほうからはお聞きしており

ます。

メインスタンドの使用停止のところにつきましては、平成32年度——令和2年度ですけれども——までに、今のところ、使用停止というような形で検討を行っているとお聞きしております。

それから、指定管理者のところにつきましては、今年度、体育協会をどのように活用していくかなど具体的な協議、検討のほうを今年度行う予定と聞いております。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次、24番目の質疑です。

○安竹克好委員 2款1項13目情報政策推進事業費をお伺いいたします。

AIチャットボットの実績についてお伺いします。利用数、利用者層、利用時間帯はどのようになっていますでしょうか。また、よく聞かれる質問内容はどのようなものがあるのでしょうか。昨年度の市のLINE登録者数もお伺いいたします。

○櫻井芳之シティセールス課長 安竹委員の御質疑にお答えをいたします。

まず、令和元年度の子育てAIチャットボットの利用状況につきましては、チャットボットが応答した数は8万2,374件、1日平均で約225件でございました。利用者層でございますが、本市のLINEの友達登録者の割合を分析したところ、20代の女性が13.2%、30代の女性が41.9%、40代の女性が21.8%となりまして、20代から40代の子育て世代の女性の登録が全体の76.9%となっております。また、男女の割合としては、女性が82%、男性が18%でございます。なお、この数値はあくまでLINEの登録者数の分析でございまして、チャットボットの直接の利用状況ではございませんが、利用者層を把握するものとしてお伝えをさせていただきました。

次に、利用時間帯であります。市役所の閉庁時間帯における応答数が4万3,178件となり、全体の52.4%が夜間や土曜、日曜、祝日などの利用であったということが分かっております。

次に、よく聞かれる質問内容についてであります。年間を通して夜間・休日診療に関する質問が最も多く、全体の約20%となっております。続いて、よく聞かれる内容といたしましては、子どもを預けることに関する内容が約10%、乳幼児健診に関する内容が、こちらも約10%となっております。また、昨年度末からは新型コロナウイルス感染症対策についての質問が急増しておりまして、今年度4月の実績では全体の約30%が新型コロナウイルス関連の質問でありました。

続きまして、昨年度の市のLINEの登録者数についてであります。1年間に1,333人の新たな登録がございました。令和2年3月31日時点での友達登録者数は2,922人となっております。なお、今年度につきましても登録数は順調に増えておりまして、4月から8月の間に1,026人の方に新たに登録いただいているところであります。

以上、安竹委員への御答弁とさせていただきます。

○安竹克好委員 丁寧な御答弁をいただきました。

まず、利用者層の分析として、LINEに登録している人の子育て世代の女性の登録者数が76.9%ということでございます。また、利用時間帯についても、夜間における対応数が全体の50%を超えておることとしまして、これはチャットボットが子育て中のお母さんたちにたくさん利用されて、24時間365日対応できていると思われま

よく聞かれる質問内容についてもしっかりと分析できていると思われまして、最近では新型コロナウイルス感染症に関する質問が多いとのことでしたが、これらは市のホームページを見れば詳しい情報、最新情報などが掲載されてはおりますが、LINEからチャットボットを使ったほうが詳しい内容を調べるということは、やはりこちらのほうがとても便利なんだと感じます。

LINEの登録者数についてですが、今年度は既に1,000人を超えております新たな登録者数ということで、昨日私も自分のLINEを拝見してもらいまして、現在の登録者数は4,525人おられました。かなり増えているなど感じておりますが、これらは先ほど申し上げた、御答弁がありました、チャットボットでの分析データ、これらを基にLINEの登録者数を増やす取組はされたのでしょうか。

○櫻井芳之シティセールス課長 それでは、御質疑にお答えさせていただきます。

分析データを利用したLINEの登録者数増への取組ということだと思いますけれども、昨年度1年間で最もよく聞かれている質問が休日、夜間の診療ということになります。また、市のホームページでも、休日当番医、夜間の救急体制、こちらのページがよく見られているということがございましたので、今年の6月に市のホームページ内の休日当番医、夜間の救急体制のページのところにLINEの登録をしてくださいと促すようなバナー、広告のようなものですがけれども、こちらのほうを設置させていただきました。つまり、休日当番医を調べるにはチャットボットが便利ですよということをそこでPRをさせていただいたところでありまして。これによりまして、設置前の5月が68人の登録であったのですけれども、LINEの新規登録者数が6月は167人、7月は350人、8月は337人と大きく増える結果となっております。今後も分析のこうしたデータを活用しながら、市民の皆さんにLINEやチャットボットの運用を促して活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○安竹克好委員 分析データをしっかりと活用していただき、的確な周知をされているかと思えます。

チャットボットのサービス効果というものを上げていくためには、やはり新規登録者をいかに獲得していくかということが重要かと思われまして。他の自治体ではLINEの登録者数を増やす取組としても、抽せんで地場産品をプレゼントする事例なんかもございます。今後様々な手法を研究していただき、LINEの登録者数を増やしていただきたいとお願いいたしまして、私は終わります。

○池谷和正委員長 12時を回っていますが、そのまま続けます。

次に、25番目の質疑です。

○鈴木浩己副委員長 お昼を回りましたが、もう少しすみません、お願いします。

安竹委員とほぼかぶりましてので、1番目のAIチャットボットの利用状況については先ほどの御答弁で割愛をさせていただきます。

2点目の、現在子育て分野で活用を大いにされているわけなんですけれども、子育て分野以外の分野へこのAIチャットボットの導入というのは検討されているかどうか、1点伺わせてください。

○櫻井芳之シティセールス課長 鈴木委員への質疑にお答えをさせていただきます。

AIチャットボットの他分野への拡充についてでございますけれども、子育て分野だけでなく、戸籍や住民票、健康保険、税金、介護、環境など、市役所の様々な分野の問合せに総合的に対応するAIチャットボットシステムを今年度中に稼働させる予定でございます。その準備作業といたしまして、昨年の事業において、チャットボットシステムに登録するためのよくある質問と回答、FAQと呼ばれるものですが、こちらを約600件作成したところでございます。現在、チャットボットの回答からリンクする各ホームページの確認作業を行っているところでございます。

以上、鈴木委員への御答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

今年度中に戸籍ですとか住民票ですとか、あるいは介護、他分野に向けて稼働するというので、ありがとうございます。ぜひ市民サービスの向上と、もう一つは、やっぱり役所の職員の働き手不足が深刻化するような2040年問題というのがいずれめぐり回ってまいります。それに向けて業務を省力化した上で市民サービスの向上というのを今後進めていく、そういう必要性があるわけでありまして、特に明年、新庁舎がオープンをいたします。

先ほど来、窓口の発券機ですとかということいろいろお話があったわけなんですけれども、例えば鳥取県の米子市ではこのAIを使って、窓口に来ていただいた方にスマート窓口といいまして、窓口で申請書類を提出するのではなくて、来庁された方にまずAIが対応していただくと。その方が例えば保育園の入所申請、あるいは児童手当の現況届だとかという、そういうことで来ているとタブレットが置いてありまして、そこで端末に入力することによって、職員さんとは非接触型でそのままタブレットでできちゃうとか、あるいは自宅からも可能になるような、やっぱりそういうことを米子市では今年度から始めるということで「iJAMP」のほうに載っております。ですので、ちょうど新庁舎もできるいい機会でもありますので、様々今年度中に広い分野に拡大をされるということでありますので、その点につきましても、ぜひ御検討いただければありがたいなというふうに思いますが、主要施策概要報告書の32、33ページというのはICT推進課ということで載ってまして、昨年度はICT推進課ということで載っておりましたが、今年度は情報関係の課が、ハード面は総務部の管財課、ソフト部門についてはシティセールス課ということで行政経営部に分かれたわけなんです。今後、eガバメントYAIZUというものでさらに促進をしていただくためには、やはりハード面を担当する方とソフト面を担当される方は1つの部内、あるいは課を構築してやっていただいたほうがスピード感もあるし、様々手を打つのもやっぱり相当早いし効率的であるのではないのかなというふうに思いますので、令和3年度の分掌事務に関わっちゃいますけれども、そういったことでハード面、ソフト面はやっぱり1つの課で統合されたほうがいいのではないかとこのことを申し上げて終わらせていただきます。

○池谷和正委員長 次に、26番目の質疑です。

○内田修司委員 私のほうから、歳出、2款2項3目納税費ですけれども、説明書の43ページですが、市税等の納入方法で、キャッシュレス推進観点からクレジットカードの割合が少しずつ増えているというような表現がありましたけど、全体とすると1.32%と。なかなかクレジットカード等の支払いが増えないことの理由の1つは、クレジットカード

ドで支払うと手数料が支払いのときにかかるんですね。これが普及を阻んでいるんじゃないかなというふうに考えられるんですけど、このやっている窓口がヤフーの公金支払い、そのサービス自体がそういうふうになっているので仕方ないことだと思うんですけど、納入者側に手数料がかからないようなことはできないのか。そのほか、キャッシュレスがだんだん進んできているということからすると、キャッシュレスでの決済方法の利用というのが考えられないのかということについてお伺いいたします。

○小池善栄納税促進課長 内田委員にお答えします。

まず、クレジット納付に関わる手数料についてですが、これは全額の1万円まではその1%、1万円を超える部分については1万円ごとに100円が加算され、そのうちの100円までの部分を市が負担しております。このクレジット納付の手数料には、利用者から支払いを受けるまでのタイムラグにより収納代行業者に生じるリスクや、納付繰延べなどにより利用者が享受する利益など、本来クレジット納付の利用者が負担すべき性格のものが含まれておりますので、今以上の手数料の負担を市がすることは難しいというふうに考えます。

次に、そのほかのキャッシュレス決済方法の理由についてですが、現在市税のスマートフォン決済の導入を調査研究しているところです。このスマートフォン決済の導入につきましては基幹システムの改修が必要となり、多大な費用が想定されることから、令和5年度に予定をされているシステムの更新検討に間に合うようにというふうに考えておりますが、併せて前倒しをして導入が可能かについても検討をしております。

以上でございます。

○内田修司委員 クレジットカードの件については了解いたしました。

それで、世の中の動きは非常に早く、キャッシュレスは国としても進めているところだと思いますので、前倒しでやっていけるように努力のほう、よろしく願います。以上です。

○池谷和正委員長 次に、27番目の質疑です。

○安竹克好委員 5款1項1目テレワーク推進事業をお伺いいたします。

本事業において育成されたテレワーカーさんの業務内容と人数をお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。テレワーカーの業務内容でございます。

令和元年度に育成をいたしましたテレワーカーが行ってございました業務内容につきましては、テレワークの初心者でも調整をしやすい業務といたしまして、全国の自治体の入札情報を一括で検索できるシステムがございます。このシステムの入力データに誤りがないかというチェックをしていただくという作業を担っていただきました。また、テレワーカーの人数でございますが、育成したテレワーカー数につきましては19人ございました。

以上でございます。

○安竹克好委員 今、コロナ禍では大変求められる業種かと思われま。これからも継続してテレワーカーさんの育成を努めていただけるようお願いして、私からは終わりといたします。

○池谷和正委員長 以上で通告による質疑は終了しましたので、質疑、意見を打ち切りま

す。

以上で、認第15号中、行政経営部所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」中、行政経営部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○岡田光正委員 1点、歳出の2款1項21目減債基金費でございますが、減債基金積立金8億3,586万1,000円ということで、この根拠を教えてください。

○増田恵子財政課長 減債基金、その金額の根拠ということですが、令和元年度の決算によりまして繰越金が出ております。繰越金の半分を将来の起債の償還の元利償還金に備えるために基金の積立てを減債基金のほうに積んでおります。

以上です。

○岡田光正委員 繰越金の半分ですね。了解しました。

○増田恵子財政課長 繰越金の半分というお答えをいたしました。今回の9月補正の補正予算額の繰越金の16億7,168万3,000円の半分ということです。申し訳ありません。

○池谷和正委員長 ほかにありませんか。

○秋山博子委員 項目は今の岡田委員と同じなんですけれども、これ、議案説明のときに、起債の増加が見込まれるためというふうに説明されました。それで、想像はできるんですけれども、具体的にどんな起債の増加を見込んでということなのか教えてください。

○増田恵子財政課長 今後、起債の償還の分ということですが、今新庁舎が建っておりますので新庁舎等の大型事業、あとはターントクルこども館等になります。先ほど繰越金の補正予算額の半分という金額のお答えをいたしましたけれども、今回は半分ということで、恒久的にこれから半分ずつ積んでいくというわけではございません。

以上です。

○秋山博子委員 そうすると、じゃ、幾ら積んでいくということのルールと申しますか、そういうものは特に定めはないということですか。

○増田恵子財政課長 ルールを定めるかという御質疑でしたけれども、今のところルールというものは定めてはございません。

以上です。

○池谷和正委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第53号中、行政経営部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会行政経営部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦勞様でした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩です。午後の再開は1時20分とします。

休憩（12：17～13：19）

○池谷和正委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、こども未来部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

初めに、内田委員。

○内田修司委員 私からは、歳出、3款2項1目児童福祉総務費のうち19節の負担金補助及び交付金の不用額6,107万1,352円、執行率77.2%となっておりますが、その理由と成果の検証についてお伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 まず、児童福祉総務費の19節につきましては、子育て支援課、それから、保育・幼稚園課、こども相談センター、地域福祉課の4課の事業が含まれております。合わせて30事業が対象となります。30事業のうち不用額が大きい事業につきまして担当課から御説明をさせていただきます。

初めに、子育て支援課の新型コロナウイルス緊急対策に関わる放課後児童クラブへの補助金でございます。予算額1,514万8,000円に対しまして不用額は1,002万6,846円でありました。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため年度末に成立した国の補助金を活用し、放課後児童クラブに対し空気清浄機などの備品購入費の補助を他市に先駆けて行ったものでございます。全国的に空気清浄機などが品薄になったことや、それから、年度内までに購入する必要があったこともありまして、購入を断念しなければならなかった放課後児童クラブが多くあったため、予算残が大きかったものでございます。

次、保育・幼稚園課の事業になります。

○岩ヶ谷佳史保育・幼稚園課長 それでは、私からは、保育・幼稚園課の事業について御答弁させていただきます。

保育・幼稚園課の不用額の大きかった主な事業は、まず、認可外保育施設運営等補助費が予算額2,037万2,000円に対し、不用額1,128万100円となりました。この事業は認可外保育施設利用者への保育料の差額補助等を行うものですが、昨年度に比べて補助金の申請者数及び申請1件当たりの補助額が少なかったことにより、見込みよりも多く不用額が発生することになりました。認可外保育施設利用者の経済的負担を軽減することを目的とした補助事業であるため、利用された申請者に対し適切な補助ができていると考えております。

次に、私立幼稚園副食費補足給付事業費ですが、予算額1,595万7,000円に対し、不用額740万526円となりました。この事業は昨年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により私立幼稚園の副食費免除対象者へ補助を行うものですが、対象となる園児数の把握が難しかったことと当初見込んだよりも対象者が少なかったこと、また、限度額の4,500円に満たない園が多かったことにより不用額が発生することとなりました。国の基準等により利用者の経済的負担を軽減することを目的とした補助事業であるため、補助対象者に対し適切な補助ができていると考えております。

以上、児童福祉総務費における負担金補助及び交付金の不用額についての御答弁とさせていただきます。よろしく願います。

- 池谷和正委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。河合委員。
- 河合一也委員 私からは、歳出、3款2項1目発達支援事業費についてお伺いします。  
発達支援事業につきまして、相談件数等は増加しているのに反して事業費が前年より約3分の1ぐらいになった、その事業費の減額理由を1つ伺います。  
また、令和元年度から行ったペアレントプログラム、事業の中のペアレントプログラムに関して、その狙いと成果について伺います。
- 岡村 昇こども相談センター所長 河合委員の質疑にお答えさせていただきます。  
まず初めに、発達支援事業費の減額の理由でございます。  
こちらの主な理由につきましては、臨床心理士の職員の2人の採用の変更に伴いまして人件費の予算の枠が変更になったため減額となります。平成30年度におきましては、こども相談センターに臨床心理士の臨時職員として配置しておりましたが、それで、発達支援事業のほうに人件費と計上しておりました。令和元年度になりまして、臨床心理士として採用された正規職員が配属されたことにより、その人件費が同じ3款2項1目の備考欄2段目の児童福祉職員給与費のほうに移ったため、発達支援事業費が減少となっております。  
2つ目のペアレントプログラムの狙いとその成果でございます。  
ペアレントプログラムの狙いにつきましては、目的になってきますが、子育ての難しさを感じている保護者様が子どもの行動の捉え方において否定的やネガティブな考え方から子育ての心配や不安な気持ちになる保護者があります。この保護者の方に対しまして、子どもに対して肯定的な捉え方に切り替えることを学んでいただいて、楽しく子育てに臨む自信を身につけ、子育てができるようにするために実施させてもらったプログラムでございます。  
成果としましては、養育支援などで伺っている家庭の保護者さんもこのプログラムに参加していただいておまして、子どもの行動に対する許容範囲が広がって、その母親の表情がよくなってきたとか、子どもの行動に否定的な発言が多くあったために週1回ぐらい支援訪問をしていた家庭が二、三週間に1回の訪問の程度で様子を見ていくようになったことなど、保護者の不安な気持ちを低減させるような効果があったと感じております。  
以上でございます。
- 河合一也委員 減額の理由は分かりました。  
あと、ペアレントプログラムについてですけれども、今年度も継続されているかどうか、確認させてください。
- 岡村 昇こども相談センター所長 今年度も継続でやっております。  
以上です。
- 河合一也委員 発達障害というのは、名前に障害とついているというか、受診を勧めても、自分の子を障害扱いするなみたいなことでなかなか理解をされないと、その育てにくさとかでいろんな親御さんとか、子どもとか、周りにもいろいろなトラブルがあったりするものですから、理解が深まれば深まるほど、それを知って本当に安心したという話はよく聞く部分でもありますので、ぜひこのプログラム、早期発見、早期サポートのためにも継続させてほしいと思います。

以上で質疑を終わります。

○池谷和正委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。村松委員。

○村松幸昌委員 それでは、3款2項1目放課後児童クラブ運営事業費2億2,269万8,062円について伺います。説明書の112ページのほうに内容が書いてあるんですけども、質疑をさせていただきます。

まず最初に、1番としまして、25クラブ、31支援単位の定員、それと児童数——児童数はここに書いてありますけれども——と職員体制の状況を伺います。

その中にいらっしゃる外国人の児童の割合を伺います。

次に、3番として、外国人児童の言葉の問題への対応状況、対応職員等の配置を伺います。

よろしくをお願いします。

○藤野 大子育て支援課長 まず初めに、1点目の御質疑でございますけど、放課後児童クラブの定員につきましては、25クラブの合計で1,113人です。児童数は、25クラブの平均となりますけど、1,053人、支援員の数につきましては合計で147人です。

2点目の外国人の児童の割合についてでございますが、利用申請におきまして利用者の国籍は確認事項でないものですから正確には把握できておりませんが、クラブからの聞き取りでは25クラブで20人程度でありました。

最後の3点目でございますけど、放課後児童クラブにおける外国人児童との会話についてでございますが、現時点では各クラブから具体的な相談などは受けておりませんが、今後、放課後児童クラブの施設長会議におきまして外国人児童との会話の対応状況について議題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 ありがとうございます。

3番の外国人児童の言葉の問題、これ、実は私のところに相談を持ちかけられていまして、大井川地区にあるクラブなんですけれども、小学校にはALTとか、いろんな手厚いんですけども、ここの児童クラブには会話が本当にできなくて困っているというふうなスタッフからの話がありますので、今課長がおっしゃったようなことを起こしてもらって、何とか小学校へ行っても困らないような、そういうふうな形をぜひできるような形で現場の声を吸い上げてもらえればと思います。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次の4番目の質疑に移ります。深田委員。

○深田百合子委員 同じく、放課後児童クラブ運営事業費及び放課後児童クラブ運営事業の新型コロナウイルス緊急対策について伺います。

1、25クラブ、31支援の単位で、今、ニーズと支援数を伺いましたけれども、定数に対する実数が1,113人に対する1,053人でいいのか。支援員等の一覧表、これらが今までは主要施策概要報告書にありましたけれども、昨年度から外されています。その理由を伺います。

2、25クラブの状況、各待機児童数はどうか。

3、3月は一斉休校により学童保育は朝から開所で、子どもも支援員さんも大変だっ

たということをお聞きします。市の対策と支援はどうだったのか、伺います。

- 藤野 大子育て支援課長 まず、1点目の一覧表につきましては、すみません、次年度からになりますけど、掲載することで検討させていただきます。

それから、2点目の待機児童数につきましてはゼロ人となっております。

それから、3点目の新型コロナウイルスの感染症に伴う3月における小学校の臨時休校における放課後児童クラブへの対応についてであります。これまで経験のないコロナ禍での放課後児童クラブの運営には大変御苦労もあったことは承知をしております。市では4月以降、緊急事態宣言の期間、小学校におきまして預かりを実施していただいたため、放課後児童クラブからは大変助かったという声を多くいただいております。また、施設長会議でコロナ禍における放課後児童クラブの運営の工夫について意見交換を行い、情報共有の場を設けております。

以上でございます。

- 深田百合子委員 分かりました。

次年度から主要施策概要報告書に一覧表を載せていただけるということなのですが、その要因としたら、やはり地域型保育事業が物すごく増えてきてページが入らなくなってしまったということがあるんじゃないかなと思います。それで、学童保育の一番心配されるのは、1つのクラブがちゃんと大型化じゃなくて、40人の定数に対して複数の職員が配置されているかどうかですけれども、今、各待機児童数がゼロということなのでいいんですけれども、今、村松委員からも外国のお子さんのお話もありましたし、独り親家庭のお子さんもいて、学校で我慢していてここで爆発というか、すごく元気がよく動き回ってしまう子どもたちが多くなってきているというのを聞きます。そういった支援も必要ですので、やはりちゃんと研修を受けた人がちゃんと複数配置されているかどうかというのが一番大事だと思います。その点については昨年度はどうだったんでしょうか。

- 藤野 大子育て支援課長 人数につきましては適切に配置されております。

以上でございます。

- 深田百合子委員 支援員の人数ですよ。実数に対して、40人、各定数に対して複数の有資格者、研修を終えた支援員さんがちゃんと配置されているかどうかということをお聞きしたかったんです。

- 藤野 大子育て支援課長 今、委員から複数というお話があったんですけど、定員40に対して2人の支援員さんは確保されております。

以上でございます。

- 深田百合子委員 やはり子どもたちの生活状況を丁寧にきめ細かく対応していくには、ちゃんとした研修をした支援員さんが必要だと思います。今、複数配置されているという御答弁でしたけれども、その支援員は研修を終えた人が複数ということではないということで私は今受け取ったんですね。そうすると、1人はちゃんと研修を終えた人、資格を持っている人ということはあるかと思うんですけれども、そうした複数のちゃんと研修を終えた支援員さんを配置していただきたい。それをお願いしたいと思います。

- 池谷和正委員長 それでは、次の質疑に移ります。5番目の質疑です。村松委員。

- 村松幸昌委員 それでは、3款2項1目保育料等滞納対策費151万4,005円でございます。

概要報告書ですと、嘱託職員、嘱託徴収員を1名、個別訪問を実施しているというように書いてありますけれども、収入未済額の件数と金額、それと、滞納者の状況等をお知らせください。

○岩ヶ谷佳史保育・幼稚園課長 それでは、村松委員の御質疑にお答えいたします。

まず、令和元年度末の収入未済額の状況ですが、保育所の入所者負担金の令和元年度分が122万1,100円、平成30年度以前の分が1,158万8,487円、合計で1,280万9,587円となり、平成30年度末よりも414万287円減少しました。続いて、公立幼稚園の入所者負担金の令和元年度分が6万6,500円、平成30年以前の分が12万9,000円、合計で19万5,500円となり、平成30年度末よりも24万8,500円減少しました。

次に、滞納者の現状ですが、保育所の入所者負担金の令和元年度分が16人、平成30年度以前の分が54人で、公立幼稚園の入所者負担金の令和元年度分が6人、平成30年度以前の分が4人となっております。

また、昨年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、副食費の実費徴収が始まりました。民間の保育施設については各園で徴収することになりますが、公立の保育園と幼稚園は市が徴収することとなります。公立保育園の給食費については7万6,500円の収入未済があり、人数は6人であります。なお、公立幼稚園については未納がありませんでした。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○村松幸昌委員 分かりました。制度が変わると必ず今までの分も無料になっちゃうのかなというふうな勝手な理解をして滞納が増えたりするというのはあるかと思っておりますので、嘱託徴収員の方は非常に大変かもしれませんけれども、新型コロナウイルスの影響も大だと思っておりますけれども、この辺は懇ろに徴収の対策をしていただければと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○池谷和正委員長 次に、6番目の質疑です。鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 歳出、3款1項1目子育て応援サイト運営事業費について伺います。

1点目は、平成29年8月にスタートいたしましたLINEを活用した子育て情報配信サービスの現在までの利用登録数の推移と、あと、こういった情報なのか、あるいは利用者の反響などについて伺います。

2点目として、情報配信の内容について子育て世帯の負担軽減に向けた検討をされているか。例えば各種申請手続ですとか、LINEを使ったビデオ通話の活用などでありますが、こういった検討をされているのかどうか、教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 1点目の御質疑でございますけど、平成29年8月から子育てLINEサービスを始めた時点の利用登録数は100件でありました。平成31年1月からLINEにチャットボット機能を追加し、運用を開始した時点で636件になり、チャットボット運用開始後、LINEの登録者数が急激に増加しました。そして、令和2年3月31日現在で登録者数は2,922人となりました。

情報内容でありますけど、子育て関連のイベントを中心に配信しております。

反響につきましてですが、LINEアンケートによる意見や感想の自由欄におきまして、助かりました、ありがとうございますなど、多くの感謝の声をいただいております。

2点目のLINEを活用した子育てに関係する各種申請書類や相談業務などのデジタ

ル化につきましては、先進地の事例を参考に庁内の関係課と今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

令和2年3月31日現在で2,922人ということで、また、利用者の反響なども助かりましたとか、ありがとうございますという感謝の言葉がかなり寄せられているということで、非常に安心をしております。

それこそ、課長から先進地の事例を研究していくよというお話でありましたけれども、三重県の桑名市、今月から新型コロナウイルスの感染防止対策としてLINEを通じて公立、私立の保育園の入所に関する申請書類を受け付けるサービスを今月からスタートいたしました。利用者からしてみれば、役所に一々行かなくてもスマホを通じて申請ができるだとか、あるいは中には会社を休んで、あるいは半日有給を使って申請に来られる方もおいでになるかもしれません。ですので、今後こういうコロナ禍の中でもありますし、あるいは行政の職員の働き手不足が深刻化する2040年問題、こういったものも近い将来到来をいたします。ですので、こういった行政手続のオンライン化というのはまさに重要視されておりまして、国においてもデジタル庁の発足がもう近々されると伺っておりまして、ぜひ本市につきましてもこういったオンライン化に向けまして、今は例えば桑名市みたいな例を焼津市でやろうとした場合に、手続的には課長のほうでこういう桑名市の事例があるけれども、こういう取組をする場合に、今で言う、総務部の管財課がハード面をやっております。行政経営部のシティセールス課がソフト面をやっておりますけれども、そういった他の職員の皆さんと打合せをやりながら設計をしていくと、そういうやり方なんですかね。その辺、教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 ただいま委員からございましたとおり、庁内で検討を始めるに当たってはそういった関係課のところで声かけをして、情報を集めて、その有効性だったりとか、それから、具体的に実現するためにどうしたらいいのかということを検討することになっていくというふうに考えています。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ぜひ早い機会にさらに拡充をしていただきますようにどうかよろしく願いをいたします。

以上です。

○池谷和正委員長 次に、7番目の質疑です。安竹委員。

○安竹克好委員 3款2項1目子育て環境向上事業費をお伺いいたします。

昨年度のあかちゃんえきの設置数がございます。その設置数の中では本事業の上限25万円の制度を利用したケースが何件だったのか、お伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 1点目の令和元年度におけますあかちゃんえきの設置数につきましては35か所でございます。

次の2点目の補助制度の利用件数につきましては4件でございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 31件は補助制度を使用されていないと思いますが、この背景にはバリアフリー法の下での民間でも授乳室を完備しているのかなと推測されますが、そもそもこ

の事業の理念をお伺いいたします。

- 藤野 大子育て支援課長 この取組につきましては、行政だけではなくて、民間の事業者の方にも御協力をいただきまして、地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指すものでございます。

以上でございます。

- 安竹克好委員 これからも子育てにはオール焼津で子育てをするという手厚い支援のほどをお願いいたしまして、質疑を終わります。

- 池谷和正委員長 続きまして、8番目の質疑です。川島委員。

- 川島 要委員 私のほうからは、歳出、3款2項1目子育て環境向上事業、今の安竹委員の関連の質疑になりますけれども、あかちゃんえきについてお伺いいたします。

設置数につきましては今御答弁いただきましたけれども、過去の今までの設置されている場所と合わせて全体としてどれくらいの件数で設置をされているのか、伺います。

それから、実際にあかちゃんえきを利用されている方々の反応がどうなのか。もしそういう声があるような形で届いておれば、それを伺いたいと思います。

- 藤野 大子育て支援課長 1点目の御質疑でございますけど、令和元年度末の累計としまして64か所となりました。累計数で64か所となりました。

それから、2点目の利用者の反応についてでありますけど、具体的にはそういった声とか反応につきましては把握できておりませんが、乳幼児を抱える子育て世代の皆さんが安心して気軽に外出できるように引き続きPRをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 川島 要委員 私も何か所か、どんな形で設置されているのかなと確認をさせてもらっているんですけども、なかなか場所によっては設置されている場所が分からない、特定できる場所が非常に少ないんですね。というのは、やっぱり看板が出ているとか、場所によっては案内の地図みたいなものがあるところもあるんですけども、一般の来場者がそこに来たら、看板がどこにあるのかなと探したときにまだまだ分かりづらいかなという感じがいたしますけれども、この辺の案内状況についてはいかがでしょうか。

- 藤野 大子育て支援課長 あかちゃんえきのPRにつきましては、これまでの広報紙面、それから、臨時号などでも広く市民の皆さんにもお知らせをさせていただいたりとか、それから、今日、手元にあるんですけど、焼津の子育てすくすくガイドでも配布をさせていただいております。それから、実際に子どもさんが生まれたときに市民課の窓口のほうであかちゃんえきのマップを配布させていただいたりとか、それから、乳幼児の健診のときに保健師さんのほうで配っていただいたりとか、そんな形で広くPRをさせていただいている状況にあります。それから、基本的に事業所の入り口付近にあかちゃんえきのポスターを実は貼ってあるんですけど、今委員から御指摘があったとおり、中かなり入った場所が分かりづらいということについてはありがたい意見をいただきましたので、今後、検証をさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

- 川島 要委員 今64か所の設置をされているということでございますけれども、公的施

設と、あと、民間施設、あるいは店舗、この設置の協力状況、この64店舗のうちどんな割合か分かれば教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 64か所の内訳でございますけど、公共が34か所、それから、民間が30か所でございます。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。非常に大事な事業でございますので、引き続き市民の方が利用しやすいような、分かりやすいような工夫をしていただきまして、さらに継続していただきたいと思います。

以上です。

○池谷和正委員長 それでは、9番目の質疑です。深田委員。

○深田百合子委員 3款2項1から2目子ども・子育て費及び給食副食費補足給付費について伺います。

1、保育無償化対象施設と対象園児数、給食副食費補足給付の対象施設と対象園児数、また、無償化及び副食費の対象とならない施設と対象園児数を伺います。

2、令和元年7月に待機児童解消とのことですが、隠れ待機児童の状況はどうか。

3、地域型保育事業の乳児は3歳になったら円滑に保育所等へ移れていたのか、伺います。

○岩ヶ谷佳史保育・幼稚園課長 それでは、深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、幼児教育・保育の無償化の給付事業の対象となる施設につきましては、民間の保育・教育施設となり、認可保育所、こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設及び私立幼稚園で、対象園児数は2,614人です。また、預かり保育事業の利用者数は613人です。

次に、副食費補足給付事業の対象施設は私立幼稚園が対象で、対象園児数は533人です。

次に、無償化の対象とならない施設につきましては、市内には現在ございません。副食費の軽減の対象になっていない施設は認可外保育施設が該当いたします。対象になっていない園児数につきましては、入所手続に市が関与していないことから、在園児数を把握していない状況です。

次に、特定の保育所を希望するなど、国の定義で待機児童数に計上されていない潜在的な待機児童につきましては、県が公表した令和2年4月1日の時点において101人となっております。

次に、地域型保育施設を卒園した3歳児の状況ですが、令和元年度の卒園児108人のうち、就園先が保育園、幼稚園、こども園、認可外保育園が104人、そのほか市外への転出等が4人となっております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○深田百合子委員 時間がありませんので、1つ確認します。給食費の副食費の対象外とならない児童施設は認可外保育施設ということですね。隠れ待機児童の状況はということで、令和2年4月時点で101人もいます。この隠れ児童というのは兄弟で同じ園に通えない、そういう状況でそういう人も対象になっています。預けられないために求職活動ができない、こういう人たちも対象になっていると思います。パートなどで利用時間が

短いために通常の保育園に入れないと、こうしたことは隠れ児童の数の中に入っている。でも、本来これは隠れ児童ではなくて、本当に待機児童の対象になっているお母さんたちの状況だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

- 岩ヶ谷佳史保育・幼稚園課長 保育所の入所につきましては、利用される保護者さんから申請をいただいて市のほうで利用調整を行っているわけでありまして。その中でいろいろな点数をつけさせていただきまして利用調整を行っておりますので、今後ともその事務を適切に行うということで、また保護者のほうにもその点をお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

- 深田百合子委員 今、隠れ待機児童の数は焼津市は101人いるということは明らかになりましたので、お母さんの立場、子育て支援を言うのであればこの辺のこともちゃんと支援をしていただいた数に、本当の待機児童はなしと、そういう施策に変えていかなければならないことを申し上げて、終わります。

- 池谷和正委員長 次に、10番目の質疑です。青島委員。

- 青島悦世委員 歳出、3款2項5目大井川児童センター管理費、この中の児童厚生員賃金等665万5,904円の内訳をお聞きします。

- 藤野 大子育て支援課長 児童厚生員賃金等の内訳でございますが、児童厚生員は4名です。決算の内訳、665万5,904円の内訳ですけど、賃金が599万6,375円です。それから、社会保険料が65万9,529円であります。

以上でございます。

- 池谷和正委員長 それでは、11番目の質疑に移ります。深田委員。

- 深田百合子委員 歳出、3款2項8目ターントクルこども館建設事業費について伺います。

建物及びディスプレイデザインの設計費、施設管理運営計画の内容等、事業費の詳細を伺います。

- 藤野 大子育て支援課長 ターントクルこども館建設事業の主な契約につきましては、債務負担行為による複数年契約となっております。令和元年度の決算額1億8,366万2,495円の内訳でございますが、大きく分類しまして4点ございます。

1点目が設計業務4,966万1,640円です。この内訳ですが、3つございまして、建築設計業務が1,834万1,640円、ディスプレイデザイン設計業務が2,700万円、施設管理運営計画策定が432万円であります。

2つ目、用地取得費8,421万7,945円、内訳として2つございまして、1つ目が建物の用地です。2,783万4,000円、駐車場用地、5,638万3,945円です。

3つ目ですけど、建設工事が3,430万円です。

最後に、4点目、その他となりますが、1,548万2,910円で内訳として4点ございます。1つ目が開館準備等業務委託792万5,500円、駐車場設計業務219万3,400円、建物等調査業務234万800円、最後ですけど、臨時職員の賃金、職員旅費等が302万3,210円でございます。

次に、施設管理運営計画の内容についてでありますけど、ターントクルこども館のコンセプトについて、それから、施設概要について、施設の管理運営体制について、施設

の運営計画について、地域団体との連携や専門団体との連携など、基本的な施設の管理運営についての考えをまとめたものでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 施設管理運営計画については、今の4点についての一覧表というのは提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、収支計画というのもこの中に入っていますでしょうか。ありましたらお願いします。

以上です。

○藤野 大子育て支援課長 施設管理運営計画につきましては、概要という形で資料にまとめたものがございますので、そちらのほうを全委員の皆さんに配付をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、こちらの概要版のほうもホームページなどに今後アップすることも検討しております。

それから、施設管理運営計画の中に具体的な収支計画といったお話がございましたが、入館料などを試算する上で、他市の事例だったりとか、それから、類似施設などを参考にしたもの本当に概算で出したようなものがそこに一部掲載されております。

以上でございます。

○池谷和正委員長 以上で通告による質疑は終了しましたので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第15号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」中、こども未来部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷和正委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第53号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、こども未来部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。再開は14時15分です。

休憩（14：05～14：14）

○池谷和正委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審議に入ります。

認第15号「令和元年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、河合委員。

- 河合一也委員 私からは、歳出、10款1項3目小学校低学年学校生活安定事業費についてお伺いします。

小1サポーターの仕事内容を含めて勤務体制はどのようになっているのか、お伺いします。

- 池田純也学校教育課長 河合委員の御質疑にお答えします。

令和元年度は小1サポーターを市内小学校1年生の全学級に1人ずつ、計39名任用しました。勤務については1日4時間、勤務日数は年間で170日、賃金は時給1,060円となっております。業務内容は、小学校1年生が安心して学校生活や学習ができるように、個々の児童への生活支援や学習支援を行っております。これにより子どもたちが落ち着いて授業に臨むことができ、学級担任も授業を円滑に進めることができしております。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 河合一也委員 今回、一般質問の教育長さんの御答弁にもありましたけど、本市の公立学校としては他市に比べて支援員さんとか、心の教室の相談員さんとか、カウンセラーとか、いろんな形でサポートされているという中で、私も現場の先生からこの小1サポーターはとても助かっていますということを知っています。そういう中で、この費用が39名で二千九百云々と出てくるものですから、単純に人数で割ると年間75万円ぐらいなのかなと思って、それで勤務体制を伺ったところ、4時間というところで、ほぼ半日ということですね。それぐらいでだったらということ、これがもし1日の構想だったらちょっと厳しいんだらうなというふうに思ったものですから、ぜひずっと続けていただけるような環境であってほしいと思って確認させていただきました。

以上です。

- 池谷和正委員長 次に、2番目の質疑です。太田委員。

- 太田浩三郎委員 私は、10款1項3目の小学校教育ICT環境整備事業についてお伺いします。

電子黒板の導入の効果等についてお伺いします。

- 池田純也学校教育課長 太田委員の御質疑にお答えします。

令和元年度は焼津市教育ICT推進計画に基づきまして小学校全13校の全ての普通教室と理科室に電子黒板と実物投影機を整備しました。学校訪問の際、授業を参観しますと、大変多くの教員が日常的に活用しており、その使用頻度は大変高い状況です。学習効果については、子どものノートや教員の手元の教材や資料をすぐに電子黒板に映し、そこに直接書き込むことができるため、子どもたちの興味関心を高めたり、教員が分かりやすく説明できたりするため、高い学習効果が期待できます。また、これまでは授業で使う資料を子どもたちが見やすいように教員が模造紙に大きく書き表しておりましたが、小さな資料であっても電子黒板に拡大して示されるため、教員の教材準備の短縮が図られております。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 太田浩三郎委員 最近の新型コロナウイルスの関係で遠隔授業という格好でいろんな学校で今やられておるんだけど、今後、この黒板等が遠隔授業のほうに使えるような

形にはなっているでしょうか。

○池田純也学校教育課長 今の御質疑ですけれども、今後整備されるパソコン端末は1人1台で、教員にも1人1台が配備されて、遠隔授業の場合には使用方法によっては電子黒板を使って、それを映し出して子どもたちに示すこともできますし、教員が手元のパソコン端末を使って、ズーム等を使ってリモート学習をすることも可能です。

○池谷和正委員長 次に、3番目の質疑です。河合委員。

○河合一也委員 歳出、10款2項1目小学校管理費についてお伺いします。

説明資料の読み取りの問題かもしれませんが、説明資料の204ページの小学校管理費として上がっている数字が決算書の数字とどこをどう符合させていいのか、その数値が読み取れなかったものですから、その点、説明をいただきたいと思います。

次に、小学校管理職員給与費というのが中学校のここの管理費の備考欄と比較して一緒なのかなと思ったら、中学校には管理職員給与費というのが上がっているんですけれども、小学校には小学校の管理職員給与費というのが備考欄に含まれていなかったんですけど、この理由を伺いたいということです。

3番目に、管理費全体の中で事業費の不用額が4,000万円近い金額の理由を伺いたいと思います。

3点、お願いします。

○増田洋一教育総務課長 河合委員にお答えします。

まず、小学校管理費の金額の関係でありますけれども、決算書の小学校管理費は教育総務課と学校教育課の2つの課が所管をしております。一方、今お話がありました主要施策概要報告書、こちらにつきましては課ごとに整理がされております。今の概要報告書204ページに記載があります小学校管理費3億3,805万9,000円、これは教育総務課が所管する事業の決算額ということになります。決算書の262、263ページを御覧いただきたいと思いますが、決算書の262、263です。小学校管理費の備考欄のうち、上から小学校管理費、小学校特別支援学級事務費、小学校校舎等整備費、小学校教育環境整備事業費までが教育総務課の所管になります。その下の2つ、小学生健康事務費、小学生健康管理費が学校教育課の所管になります。

次に、小学校管理職員給与費が備考欄に含まれない理由でありますけれども、職員給与費は市が負担をする正規職員の給与が対象になります。学校でいいますと、市費の事務員と用務員になります。昨年度、現在もそうなんですけれども、小学校には正規職員の事務員、用務員がおりませんので、小学校管理職員給与費の支出がないということで備考欄には記載がされておられません。

ちなみに、昨年度は小学校の市費の事務員と用務員は全員嘱託員として任用をしておりましたので、給与ではなく、賃金の支出になりますので、備考欄の小学校管理費のほうに含まれております。

さらに付け加えますと、中学校管理費の備考欄には中学校管理職員給与費の記載がありますけれども、中学校には2人の正規の職員である用務員が配置されているということになります。

次に、需用額の不用額3,990万5,337円の理由でありますけれども、この不用額のうち3,447万4,458円が電気料であります。予算編成に当たりまして、昨年度、小・中学校の

全普通教室、特別教室にエアコンを設置することによりまして相当電気料がかかるだろうという予測の下、既に大井川西小学校にはエアコンが設置されておりましたので、その実績を基に予算を計上しました。しかし、昨年度は梅雨明けも遅かったですし、冷夏に加えて暖冬だったということもありまして、エアコンがフル稼働することが少なかったということで、結果として電気料に大きな不用額を生じたということになったものであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 河合一也委員 分かりました。こちらが読み取りとして慣れるべきなのかもしれませんが、できればもう少し分かりやすくというんですか、管理費という同じ名前ですけれども、それぞれ出てきて、実はこっちは2課分でこっちは1課分でというのはなかなか読み取れなかったものですから、何かいい工夫があればなということをお願いしたいと思います。

もう一つの管理職員給与費ですか、前年分には700万円か何か計上されていたものですから、今回漏れていて、あれっと思った次第だものですから、そこも何かいい方法があればな。ゼロにするとか、そういうことはできないわけですね。なければならないわけですね。了解しました。もうちょっと私のほうも読み取る勉強をしたいと思います。

以上です。

- 池谷和正委員長 次に、4番目の質疑です。青島委員。

- 青島悦世委員 歳出の10款2項3目小学校災害対策事業費で伺います。

小学校のエアコン設置に伴う電気使用の監視装置設置、エアコンの効率のよい使用についてどのように周知されているか、そして、監視装置の、これは言葉のことですからねばならない話じゃなくて、監視装置のその言葉をリミッター設置とかという表現にならないかということをお願いいたします。

私、これをなぜ聞くかということ、少し前に福祉会館のほうで先生方と懇談する機会をいただきました。そのときにエアコンを使っている中で途中で切れちゃうと。それで、暑くなったという状況の中のことがあったよということで、そんな話があった後、教育委員会のほうへ行って一度話をさせてもらってある程度は分かっただけですけども、とにかく再度使用方法についてどのように現場へ説明されたのかということも含めて伺いたいと思います。

- 増田洋一教育総務課長 青島委員にお答えします。

エアコンの効率よい使用についてということで、どのように周知しているかということでもありますけれども、昨年6月1日付で小・中学校のエアコン運用ガイドライン、こちらを作成しまして、各学校へ配付するとともに、校長会の場で説明をして、適切な運用についてお願いをしております。このガイドラインの中で、例えばエアコンの運転開始直後、これは設定温度に早く近づけようとして電気使用量が多くなります。設定温度になったら、その後は小まめに運転とか停止を繰り返すのではなくて、そのまま自動運転で室内温度を一定に保つほうが節電になるというようなことですか、あとは室外機の周りに物を置いたりしますと熱交換が不十分になるものですから、エアコンの効率が落ちて故障の原因にもなるというようなことも含めてガイドラインのほうへ入れております。

次に、監視装置という言葉の関係ですけれども、リミッター装置設置という表現にな

らないかという御意見ですけれども、リミッターといいますと制限とか制御といった意味で、一定の電気使用量に達するとそれ以上使用量が上がらないように自動的に制限してしまうような、そういうイメージをお持ちなのかなと思うんですけれども、デマンド監視装置はそういったものではなくて、デマンド監視装置は学校内の電気の使用の状況を把握して、契約電力というのがあって、これを超過しないように警報を出して、使用電力を一時的に抑える必要があることをお知らせするための装置というものです。

学校の場合、一般家庭と違いまして、一般家庭は低圧の電力ですけれども、学校の場合は高圧電力で契約をしております。電気料金につきましては、基本料金と従量料金の合計から成るんですけれども、このうち基本料金につきましてはこれまでの実績から契約電力というものが設定されていまして、それに基本料金の単価を掛けて計算がされています。使用電力がこの契約電力に達しても自動的に制御がかかるわけではありませんので、契約電力を超えて使用をし続けることが可能です。ただ、この契約電力を超過した状態が30分を超えて継続してしまうと、当月分の契約電力が変更されて基本料金が上がってしまいます。上がってしまつて、さらにその上がってしまった基本料金がその次から1年間かかることとなります。こういったことから、デマンド監視装置によって電力の使用量の上昇具合を予測して、このペースでいくと契約電力を超えてしまうという状況になると注意警報が鳴ります。実際に超えてしまうと今度は本警報というか、鳴ってお知らせをするわけです。警報が鳴りますと30分以内に契約電力以下に使用電力を抑えたいものですから、影響の少ない教室から照明を落としたりして、とにかく契約電力以下に低下させるような措置を取ります。こういうように、デマンド監視装置というのは電気の使用状況を監視して、余分な基本料金がかからないように未然に防止をするというものですので、機器の名称としては一般的にデマンド監視装置と言われているものであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 青島悦世委員 よく私自身も理解できるわけですけれども、そのときの話というのは、懇談があったときの話では、職員室で切るのか、事務室で切るのか、落としちゃうというんですね。急に温かくなっちゃってというか、そういう状況があるという話なものですから、電灯を消すとかじゃなくて、エアコンの電源を落としちゃうという話も聞いたものですから、ただ、そのことで、次の日だったですけれども、教育委員会のほうで話をさせてもらったときに、空気の入替え等についても、開け方というか、あるんですよ。こっち側とこっちを全開するんじゃないくて、ちょっと開けてとか、そういったことも指導しているという話であったんですけど、それらも校長会のほうから出たというけれども、学校それぞれの職員の皆さんに各教室の児童にも分かるくらいにそういうことを言っておかないと今のようなことが起きるんじゃないかなと。普通ではつけっ放しにしたほうがいいよということは、それも理解できるんですよ。そのとおりだと思います。その辺もしっかり周知しておかないとこういった問題というのは起きてくるんじゃないかなと思いましたが、そこら辺の周知を再度、これからは過ごしやすい季節となっていくんですけれども、そういったことも含めて再度周知していただけないかと思えます。

以上。

○池谷和正委員長 それでは、次に、5番目の質疑に移ります。河合委員。  
○河合一也委員 10款3項1目中学校管理費について、先ほどの小学校管理費と同様な質疑をしようと思いましたが、多分同じ答弁ということで、説明資料に書かれているのは中学校管理費のうちの学校総務課の管轄する管理費ということが理解できましたので、質疑はなしとします。ありがとうございます。

○池谷和正委員長 次に、6番目の質疑です。秋山委員。

○秋山博子委員 私からは、歳出、10款3項1目の中学校校舎等整備工事費1,021万450円のうち、議案説明ではアスベスト除去ということで、除去も含むというようなことだったんですけども、どのような経緯で工事を実施することになったのか。

次に、この工事の実施に当たって生徒や環境にどのように配慮したか、伺います。

○増田洋一教育総務課長 秋山委員にお答えします。

アスベスト除去の経緯でありますけれども、平成30年に大富中学校北校舎、東校舎屋上及び外壁等改修工事の設計業務を委託しておるわけなんですけれども、この設計に伴う現地調査をしたところ、東校舎の3階に、向こう側が空間なんですけれども、壁で囲われた空間があることが判明しまして、その内部を調査したところ、その内部には階段が造られていたと。これは昭和53年に、当時、木造校舎の東側に鉄筋コンクリートの3階建ての校舎を増築した際に、多分、将来4階部分にさらに増築する可能性を考慮して階段だけ造ってあったんじゃないかなというふうに思われるんですけども、その階段があるところの上、屋根の部分が折半屋根になっておりまして、この屋根材の内側に耐火被覆として石綿吹きつけ材が確認されたと。この石綿吹きつけ材を検査機関で分析調査してもらったわけなんですけれども、そうしたところ、アスベストが含まれていたということが判明しましたので、除去をしたものであります。

次に、アスベスト除去工事の実施に当たりまして生徒や環境にどのように配慮したかということですが、除去工事は生徒がいない夏休み期間中の7日間で実施をいたしました。除去に当たりましては、アスベストの除去専門業者が防護服、防じんマスクを着用しまして、空間を密閉した上で粉じん飛散抑制剤などを用いて安全に除去をしまして、除去したものは特別管理産業廃棄物として適切に処分されたということを確認しております。さらに除去後、室内環境測定を行いまして、そこでも安全であることを確認しております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○秋山博子委員 その工事をやるというときに生徒とか保護者にもこうこういうことで工事を行いますというようなお知らせも学校でされたということではないんですか。

○増田洋一教育総務課長 学校のほうでその期間に工事をやるということをお知らせしたかどうかは今不明ですけども、夏休み期間中に行ったということ、それから、先ほど私が申し述べましたように、壁で囲われて外からは中には入れない状態で、将来に備えるために階段だけ造ってあったということですので、昭和53年に増築していますので、もう40年以上、誰もその中に入ったことがない、そういう空間になりますので、それに伴って健康被害が出ているわけじゃないものですから、夏休み期間中にやったということで、実際に工事のお知らせをしたかどうかは、申し訳ございません、今は分かりません。

○秋山博子委員 了解です。

それでは、意見といいますか、文科省のほうで学校施設のアスベストの状況というのはずっと調査はかけていると思います。それで、恐らくその調査に焼津市の学校施設はどうだということで報告等をされていると思うんですけども、今まで結局ゼロということだったものが今回見つかったということで、今後そういう可能性がまだあるかどうかという再調査というのは今回のことを踏まえて何か考えはございますか。

○増田洋一教育総務課長 アスベストの関係につきましては平成17年に非常に話題になりまして、焼津市でも全校をそのときに調査をしております。一部アスベストが見つかった学校についてはすぐ対応をしたということです。今回の大富中に関しては、先ほど言った、壁に囲われていて分からなかったということで、設計図から確認していけば分かったかもしれないんですけども、基本は現地調査をした結果、そういうのがないということなんですけれども、図面とかを確認して見落としがないかどうか、いま一度確認をしたいと思います。

○秋山博子委員 ぜひお願いしたいと思います。その建物が囲われていて、崩れるとか、そういうことがなかったから本当によかったなと思うんですけど、いろんな災害等を考えますと、そういった場所があることによって被災をして、さらにその被害が拡大するということがないように、もう一度、全校、学校施設の調査をお願いしたいと思います。以上です。

○池谷和正委員長 それでは、次の7番目の質疑に入ります。杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私のほうからは、歳出の10款3項3目中学校猛暑災害対策事業費についてなんですが、先ほど青島委員のほうからも同様の質疑がございました。それとはちょっと違う部分だけ質疑をさせていただきます。

まず、デマンド監視装置の内容ということで聞いたんですが、この点ではこの装置をオン、オフするのは人間がやるのか、人がやるのかどうか。

次に、この装置の設置効果ですね。三百何万円に対してどれくらいの効果が出るのかなというところを聞いてみたいと思います。

○増田洋一教育総務課長 杉崎委員にお答えします。

デマンド監視装置は受変電設備のあるところの横につけてあって、常時電源は入った状態になっています。これをつけたことによる効果というのは、先ほど申しましたように、そのまま放置しておくで使用電力がピーク電力を超えてどんどん使ってしまうと基本料金がとにかく上がってしまって、それが一番高い状態の金額が1年間ずっと継続してしまうということになるものですから、それを警報を出して未然に防ぐということだものですから、そこで余分な基本料金がかからないようにするという効果があるというふうに考えております。

○杉崎辰行委員 金額的にといたらおかしいんですけども、これは規模が大きければ大きいほど、電気の使用量の台数の問題ですけど、効果は大きいと思うんですよ。学校が小さくて教室が少なければ少ないほど、それに比べたら効果は少ない、もっと少なくなっていくということがあるものですから、そういった点で単純に設置効果はどうなのというのは金額的なところを試算するとどんなふうになりますよというのを聞いてみたかったんです。その辺が分かったら教えてください。いいですよ。分からなきゃいいん

だけど、分かっただけです。お願いします。

○増田洋一教育総務課長 申し訳ありません、具体的な金額を今持っていないものですからお答えできません。申し訳ありません。

○杉崎辰行委員 もう一つ、デマンド装置そのものは自動的に電気が入りっ放しだよと。先ほど、使っていないところの電気を消すというのは、デマンド装置そのものを触るんじゃないくて、ここの電気を消す。例えばここのエアコンを消すという一つ一つのオフ、オンの話ですかね。

○増田洋一教育総務課長 エアコンの電源については職員室、または事務室にあるものですから、そこで一斉管理、そこで全体を止めることもできますし、あと、各部屋にもスイッチがついていますので、部屋ごとにその場で、教室でオン、オフすることもできます。警報が鳴れば、多分、事務室のほうで一斉に落とすしちゃうんじゃないくて、順番に落とすとしていくと、そういう対応を取っていると思います。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 結局、人になるんですけど、多分、ここ近年というか、そんなに時間がかからないで、自動的にそういうことができるような装置ができてくるかなとも思うものだから、またそういうのが出たら、なるべく職員、先生方に負担をかけないような方法でお願いしたいと思います。

それで、今、ここで私、3番目のところに電気使用の監視装置とあるがと、先ほど青島委員も同じことを言ったんですが、単純にこの説明文を読みますと、電気使用の監視装置を設置、意味は分かるんですけども、要するに機械というか、そのものを見ていうよということを何か電気量の使い方を監視するというように読み取れるものだから、単純な話ですけど、何か言い回しでいいことがあったら、そういうふうに表示したらいいかなと思います。

○増田洋一教育総務課長 ただいまの御意見ですけれども、電気使用のという部分は電気使用量のというふうにすればまだ誤解は多少はいいかもしれないんですけども、人が使用している状態を監視しているわけじゃなくて、使用量を監視しているものですから、ちょっと電気使用のというのは誤解を生じるかもしれないなと思っています。

それから、先ほどお話のあった自動的に制御する、そういう装置って今でもあります。それはデマンドコントローラーとって、こういう電気の使用量になったら自動的に制御するというのがあるんですけど、そうすると、デマンドコントローラーから各電源のところに信号線を引いて、それで上手に対応できるようになるものですから、今回のデマンド監視装置は警報装置になりますから、装置を合わせて600万円ぐらいでついたんですけども、これがデマンドコントローラーを置くようになると多分何千万円という話になってしまって、とても予算的には対応できなかったというのが実際のところでございます。

○杉崎辰行委員 ありがとうございます。

○池谷和正委員長 それでは、次に8番目の質疑です。鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 成人式開催費について伺います。

1点目が平成31年から中学校区での開催を市内の2会場での開催といたしましたけれども、大変いい試みではなかったかなというふうに思います。特に新成人の皆さんから

どんな反響があったのか、お伺いをいたします。

2点目は、それこそ小川中学校区、東益津中学校区、大富中学校区みたいな学区で1会場みたいな、そういう枠組みでやらせていただきましたけれども、終了してから数日後に学校の関係者の方からいろいろお話を承りましたけれども、今後もこういう同じ枠組みでやるのか、どういう経緯でこういう枠組みになったのか、教えていただきたいと思えます。

○見崎孝之社会教育課長 鈴木委員にお答えいたします。

まず、新成人からの反響についてでございますけれども、本年1月に開催しましたはたちの集いにおきまして新成人の皆様を対象に実施しましたアンケート調査では、回答をいただきました9割弱の方より、はたちの集いに参加してよかったという回答をいただいております。なお、少数ではありますけれども、以前の中学校別での開催を希望する意見も寄せられております。

続きまして、学区の枠組みについてでございますけれども、各学区の新成人の対象人数や各文化会館の収容人数等を考慮しまして枠組みを決定しておりますので、対象人数の増減によりましてその枠組みを変更する場合もあるものと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

2点目のほうですけれども、はたちの集いを開催するに当たって、いろんな皆さんが集まって実行委員会とかを開かれるかなというふうに思うんですけれども、どういうメンバーがその実行委員に選出されるのか、お伺いをいたします。

○見崎孝之社会教育課長 実行委員のメンバーなんですけれども、今年の1月まで開催しましたはたちの集いまでは各中学校時代の恩師の先生方に実行委員の推薦をいただいております。その御本人のほうに確認をしながら実行委員を決めておりましたけれども、来年のはたちの集いにつきましてはなかなかその推薦をいただくことが難しいものですから、来年につきましては実行委員なしというような形で開催をするものでございます。

以上になります。

○鈴木浩己副委員長 もしよろしかったら、今後、それこそ会場のキャパの問題ですとかがあると思えますけれども、ちょうどはたちの集いをやるということは、その5年前に中学校3年生の時代を過ごしてきた皆さんが5年ぶりに集まる、そういう集いになるものですから、当然、学生当時、各学区でいろいろとトラブルとかがあった、そういう情報を知っているような方々からの情報の共有というものも1つには開催をさせていただく主催者としては大事な要素なのかなというふうに思いますので、ぜひその点も考慮していただきたいと思えます。

今年度の話になっちゃうものですから答弁は求めませんが、コロナ禍のキャパの問題ですとか、感染防止対策、ああいったものもよく考慮していただきながら、令和3年のはたちの集いが大成功に終わりますようによろしく願いいたします。

○池谷和正委員長 それでは、最後の質疑となります。9番目の質疑です。杉田委員、もうお時間が残り5秒ほどですけど、質疑はしっかり通告されていますので、慌てることなく、許可しますので、しっかり質疑をしてください。

それでは、9番目の質疑です。杉田委員。

○杉田源太郎委員 歳出について、事業における消費税10%の影響についてお伺いします。  
教育費における事業において消費税増税、消費税10%増による増額した事業費は合計で幾らになりましたでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

教育費における消費税増に伴う影響額でありますけれども、概算ですけれども、1,149万4,330円であります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○池谷和正委員長 これにて通告による質疑は終了いたしましたので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第15号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

次に、議第53号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○岡田光正委員 14、15ページの青少年育成事業費200万円、これについてお伺いいたします。

青少年育成事業費として、説明のときにお聞きしたら、花火打ち上げ、これを商工会議所関係のということで、そのための支援費ですよという御説明をいただきました。市の補助金ですけれども、この具体的な内容、それから、規模、それから主催者、こういったものの詳細を教えてくださいませんか。そうしませんと、何のための青少年育成費なのか。逆に、交流のほうの観光施策、ああいったほうの、花火じゃなくて、そういったような費用じゃなくて、何で青少年の育成事業なのか。詳細がどういうものなのか、どういう検討をされたのか教えてください。

○見崎孝之社会教育課長 岡田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、このコロナ禍によりまして、お祭りや花火大会など、様々なイベント等の中止が余儀なくされておりまして、子どもたちの大切な思い出づくりの場面が失われている現状を踏まえまして、楽しみを奪われてしまった焼津の子どもたちを勇気づけ、大切な思い出づくりの場面を提供しようと、焼津商工会議所青年部の皆様を中心に先ほど委員のほうがおっしゃられました花火の打ち上げを計画しておりまして、市としてもその趣旨に賛同しまして当事業への支援を行うものでございます。

事業の概要としましては、名称が「ワンチーム焼津 子どもたちの未来のために」というような事業名でございまして、主催は焼津商工会議所青年部、共催としまして大井川商工会の青年部の皆さん、日時でございまして、11月7日の土曜日、午後6時を予定しております。予備日としまして翌週の14日の土曜日で、内容が打ち上げ花火の会場が市内の13か所、小学校グラウンドなどの13か所からの一斉の打ち上げを計画しているものでございます。打ち上げ花火につきましては、2号玉とか2.5号玉、合わせて65発、これは消防署への届出で実施できる花火の範囲になります。時間的には約5分弱ぐらいの打ち上げ時間ということで聞いております。

あと、会場につきましては、それぞれ小学校グラウンドのところは8会場、東益津、小川、港、大富、黒石、大井川東、大井川西、大井川南が各小学校のグラウンド、焼津東につきましては焼津中学のグラウンド、焼津西につきましては大村中学校のグラウン

ド、焼津南につきましては焼津新港、それと、豊田小につきましては焼津市の総合グラウンド、和田小につきましては、田尻スポーツ広場のところが打ち上げ花火の保安距離を確保できるということで、こちらの会場を予定しているというふうに聞いております。

あと、具体的には、補助の内容としましては、その打ち上げ花火にかかる経費、それとか、会場設営にかかる経費、印刷製本費、これは各自治会等に回覧をさせていただく予定というふうに聞いておりますので、その経費だとか、保険料、その他思い出づくりに関わる打ち上げ花火の事業に必要な経費のほうの補助を予定しております。

以上となります。

○池谷和正委員長 ほかにありませんか。

○秋山博子委員 今の件に関連します。確かに思い出づくり、これは否定するべき事業だとは思わないんですけども、やはりそこに税金200万円というのを補助するという、その経緯というか、妥当性というか、どのような話し合いが行われたのかなというのをもう少しお聞きしていかないといけないんじゃないかなというふうにも思うわけなんです。事業費の総額が幾らで、それに対して200万円の補助ということなんでしょうか。

それから、補助金をそのように出すという補助金のルールというのがあると思うんですけども、その補助金に対してどのような効果が見込まれるだとか、どのように評価するだとか、そういったことなども、今、補助金の見直しというのがいろんなところで行われているわけですし、どんなふうに考えているのか、教えてください。

○見崎孝之社会教育課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

まず、この事業の趣旨が小学校児童、中学校の子どもたちも含めてなんですけれども、このコロナ禍によりまして本当に大切な小さい頃の思い出の場面が失われているという状況でございますので、そんなところにこのように商工会議所の青年部の皆様が、市民の皆様が中心となって何かできることがないかというところで、その熱い思いを承って庁内の中で検討させていただきました。その中で、この事業の趣旨としまして、小学校児童の皆様には親子で将来の思いを書いていただいて、その思いを打ち上げ花火に貼り付けて一緒に打ち上げて、大切な思い出づくりというようなことも含まれております。また、焼津市民がワンチームになってこの事業を成功させて、この難局を乗り越える希望の1つとなるような打ち上げ花火をしたいというような趣旨を説明いただいて、庁内の中で検討して事業の支援をしていこうということになったものでございます。

ですので、補助金のそれこそ評価ということがすぐにはできるものではないんですけども、焼津の子どもたちが、大人たちがこのように頑張っていたらこのような花火大会ができたという大切な思い出づくりの場面ができるように市としては応援していきたいというふうに考えております。

事業の総額なんですけれども、まだ全体の額がしっかり、こちらのほうで約400万円ということで聞いております。ですので、その2分の1ということで200万円の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○秋山博子委員 焼津市には市民公益活動事業、それを支援するという補助金の制度がありますよね。それは、補助は公益的な事業であるということ、市民活動であるということで、補助金も5万円から30万円だったと思うんですが、プレゼンテーションをして審

査を経て、それでようやく5万円から30万円、活動に応じてされるわけなんですね。もちろんよくない事業だと、内容だというふうには思いませんが、いろんな市民団体がそうやって支援の活動をしているわけで、今回の話が商工会議所の青年部の方から持ち込まれて、もちろんその事業そのものの内容を否定するものではありませんけれども、そこに税金を使うということについてはすごく慎重にしていきたいというのが今の説明を聞いたところの意見です。

以上です。

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第53号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会教育委員会事務局所管部分の議案の審査は終了しました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

以上で、本日の議案の審査は終わりました。

予算決算審査特別委員会を散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

散会（15：05）